

資料3

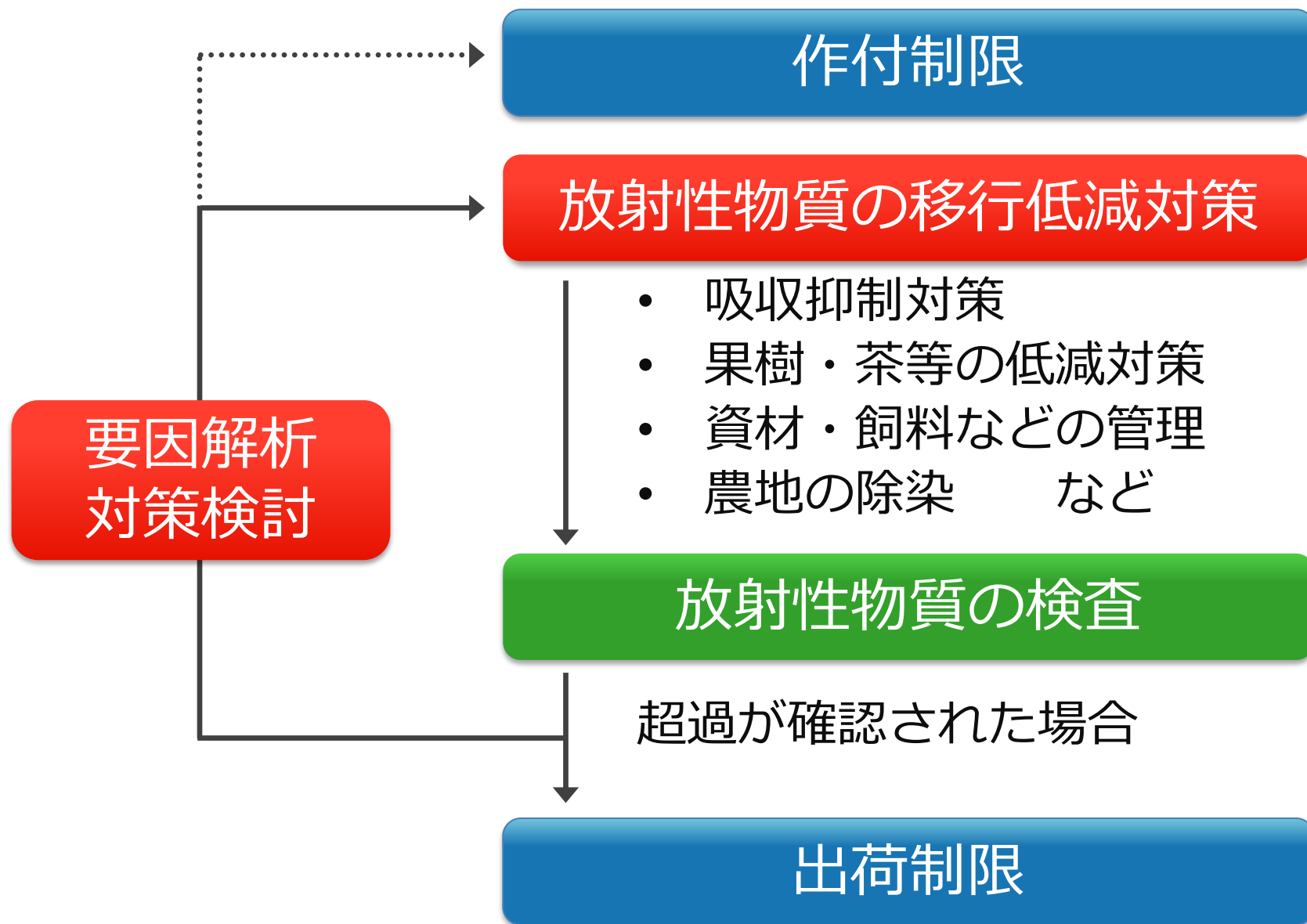
農林水産現場における 対応について

平成 2 6 年 1 2 月

農林水産省

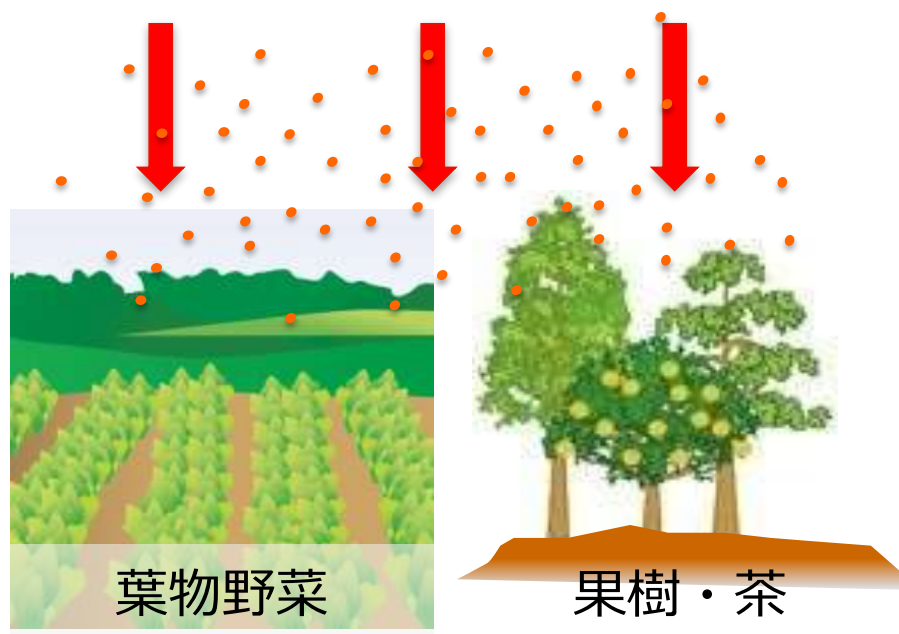
- 農林水産省の対応 基本姿勢
- 農産物の汚染経路と生産現場における低減対策
- 検査結果
 - (1) 米、大豆、そば
 - (2) 畜産物
 - (3) 特用林産物（きのこ等）
 - (4) 水産物

- 安全な食品を安定的に供給することが基本
- 関係都県や厚生労働省等と連携



降下した放射性物質による 直接汚染

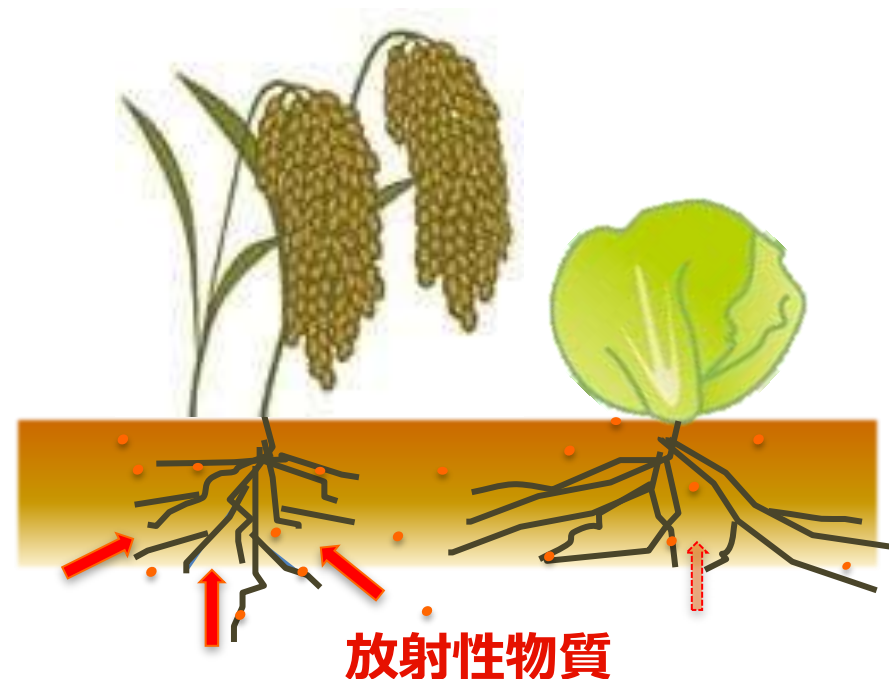
放射性物質



事故直後、
放射性物質が
作物に直接付着

樹木に付着した
放射性物質が
果実や新芽に転流

農地に降下した放射性物質の 根からの吸収



事故後の作付け以降に
土壌に付着した放射性物質を
作物の根から吸収

果樹

樹体に付着した放射性セシウムを、樹体表面の粗皮削り、高圧水による樹体洗浄等により低減



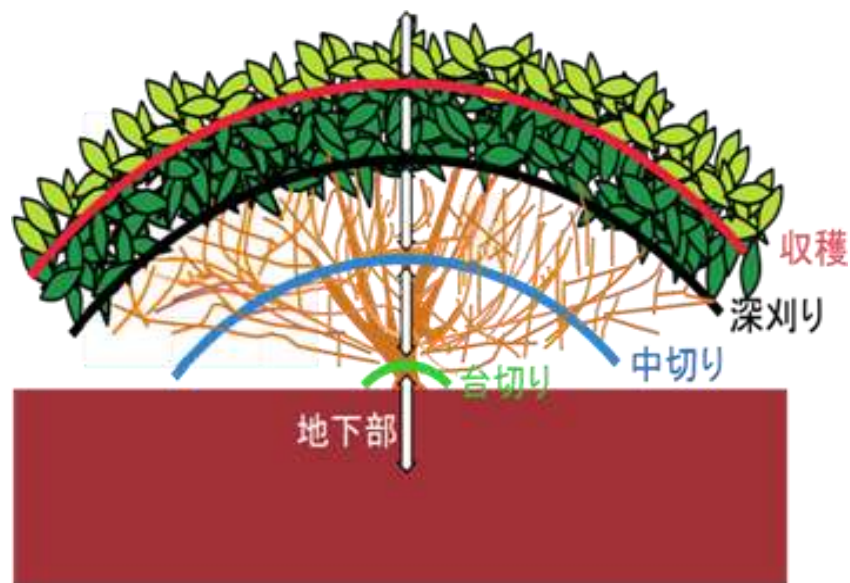
桃の高圧洗浄作業



梨の粗皮削り

茶

葉や樹体に付着し、茶葉に移行する
放射性セシウムを、剪定・整枝により低減



農地の除染

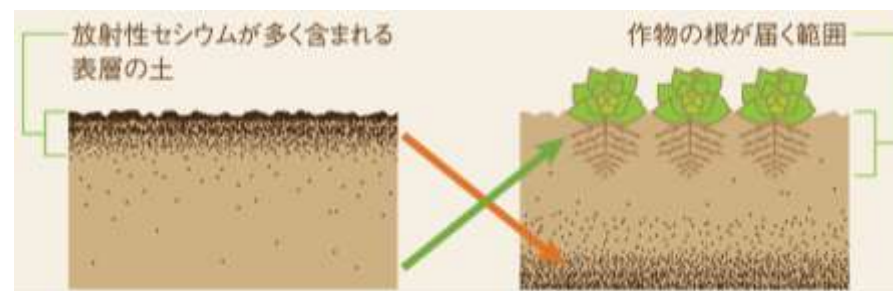
表土の削り取り

農地土壌を薄く削り取り、
土壌表層に蓄積している
放射性物質を除去



表層土壌と下層土の反転

表層土と下層土を反転する
ことで、作物が吸収する層の
放射性物質濃度を低減



プラウによる
反転耕

肥料等

- 農地土壌の汚染を防ぐため、肥料、土壌改良資材、培土等の資材の暫定許容値を設定 ※

暫定許容値：400 Bq/kg

※ 堆肥等を長期間施用しても、原発事故前の農地土壌の放射性セシウム濃度の範囲に収まるよう設定。
食品とは別の観点で設定。

- 各自治体等が検査を行い、許容値を超過するものについては利用の自粛等を実施

- 検査等のガイドラインを踏まえ各都道府県で検査を実施
- 過去の検査結果等を踏まえ、放射性セシウム濃度の検出レベルの高い品目・地域について重点的に検査

検査のガイドライン

原子力災害対策本部

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」

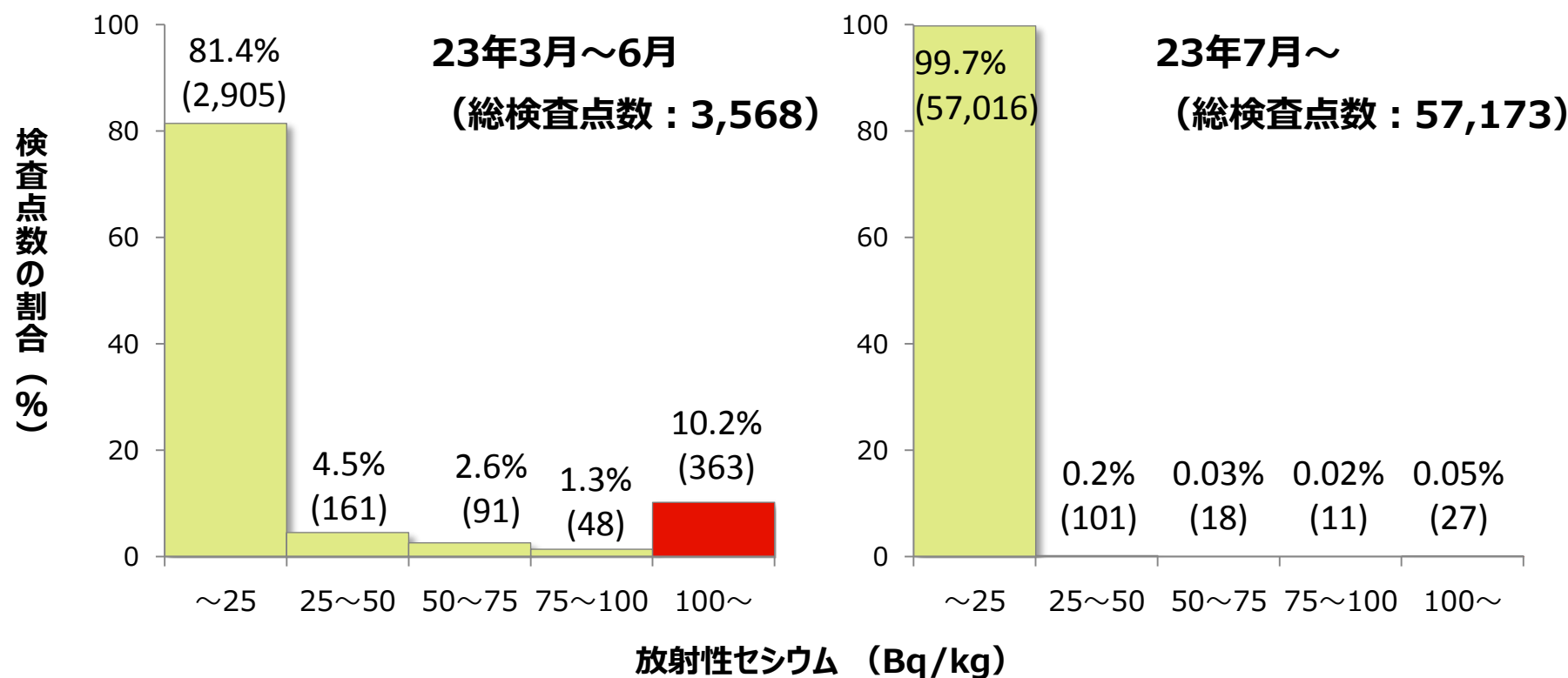
- 検査結果や知見の集積をふまえて、より適確な検査が行われるよう見直し（平成23年4月4日の制定以来6回見直し）
- これまでの検査点数：約91万点
（このほか、米の全袋検査2,217万点など） ※ 平成26年9月29日現在
- 過去の検査結果等进行分析し、基準値を超える可能性が考えられる品目、地域について、特に綿密な検査を実施

- 農業生産現場における取組等により、農畜産物に含まれる放射性セシウムの濃度水準は低くなっており、基準超過の割合は年々低下。
- きのこと・山菜類、水産物では、現在も基準値を超過したものが見られるが、超過割合は徐々に低下。

- (1) 野菜、果実、茶等の農産物
- (2) 米、大豆、そば
- (3) 畜産物
- (4) 特用林産物（きのこ等）
- (5) 水産物

検査結果：野菜

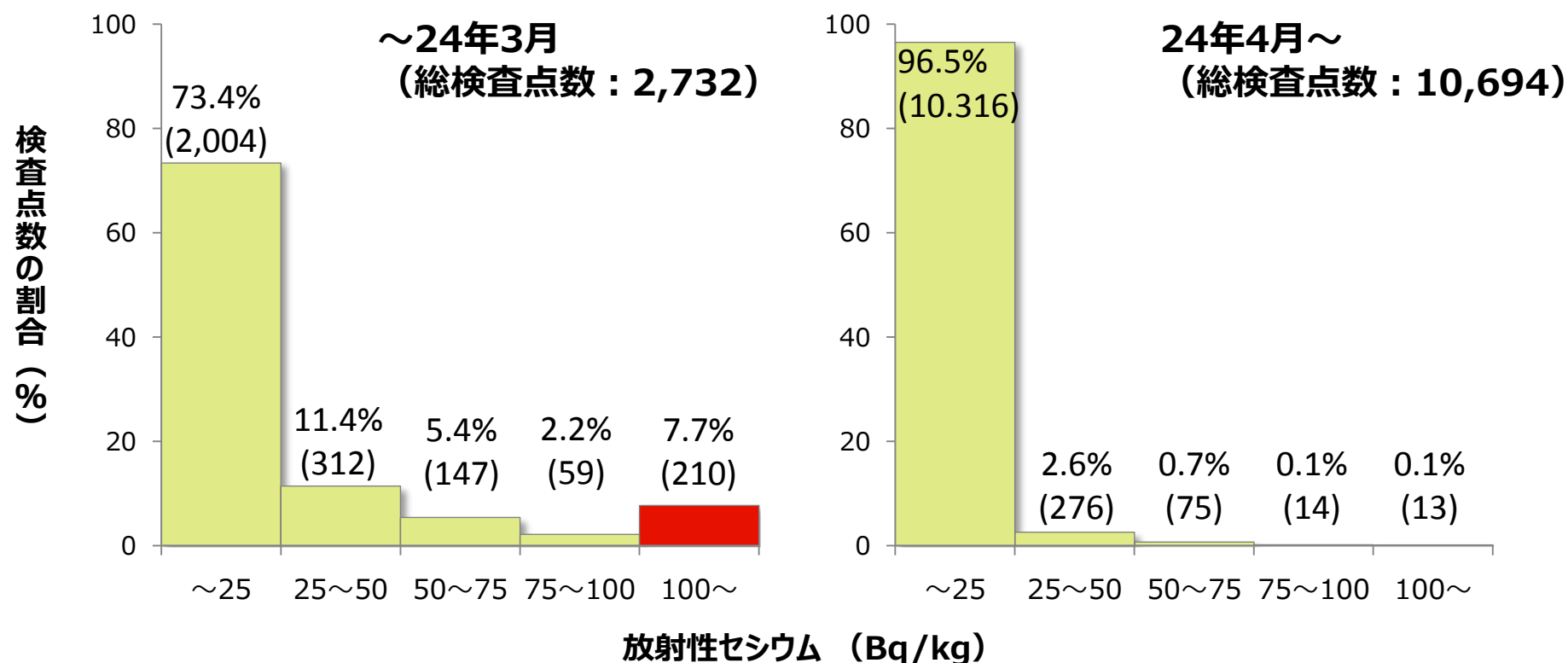
- 事故直後に、放射性物質が生育中の作物に降下・付着したことから、100 Bq/kg超がみられた。
- 25年度以降は、基準値超過なし。



(注) ・平成26年9月29日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。
・検出下限値未満は25 Bq/kg以下として集計。

検査結果：果実

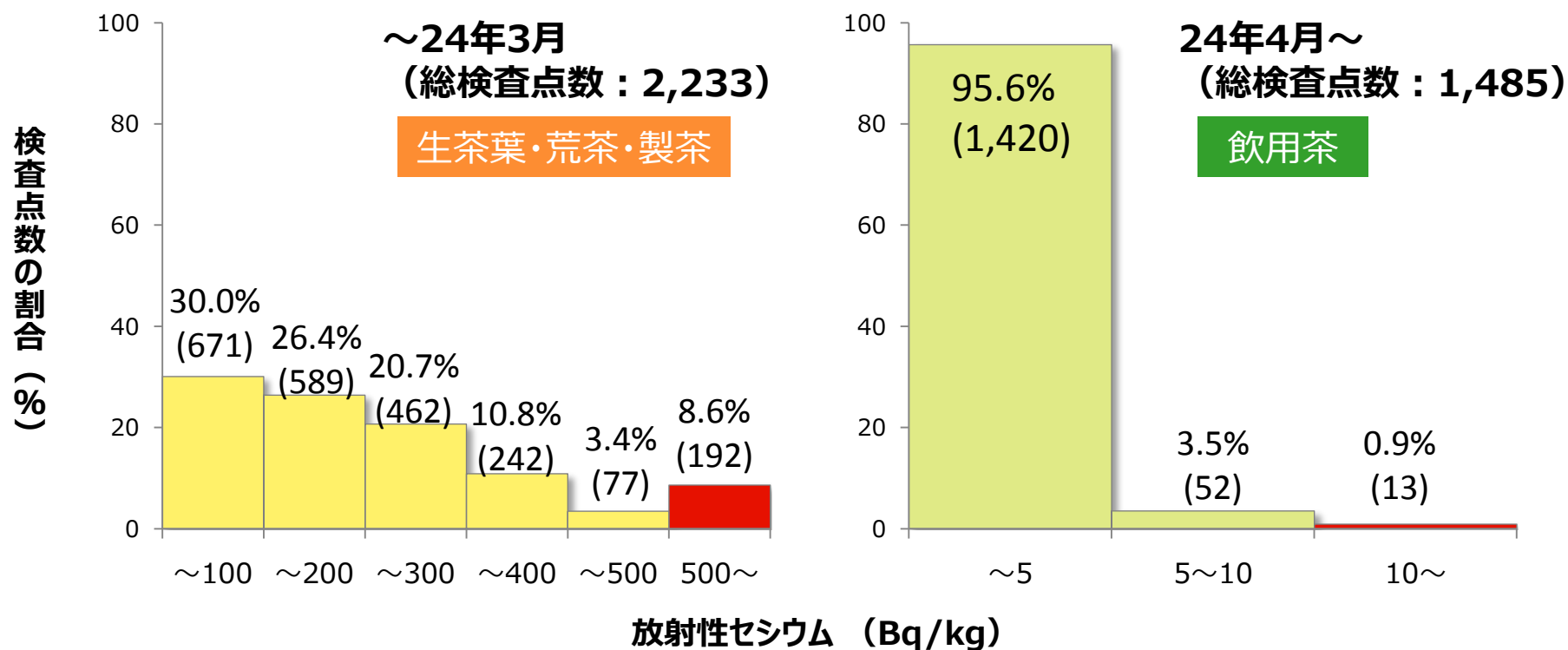
- 事故直後に放射性物質が樹体に降下・付着したことから、23年度は、100 Bq/kg超が1割弱みられた。
- 25年度以降は、基準値超過なし。



(注) ・平成26年9月29日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。
・検出下限値未満は25 Bq/kg以下として集計。

検査結果：茶

- 23年度は、事故直後に葉や枝に降下・付着した放射性物質の影響から、暫定規制値（生茶葉・荒茶・製茶の状態で500 Bq/kg）超過が1割弱みられた。
- 25年度以降は基準値（飲用に供する状態で10 Bq/kg）超過なし。



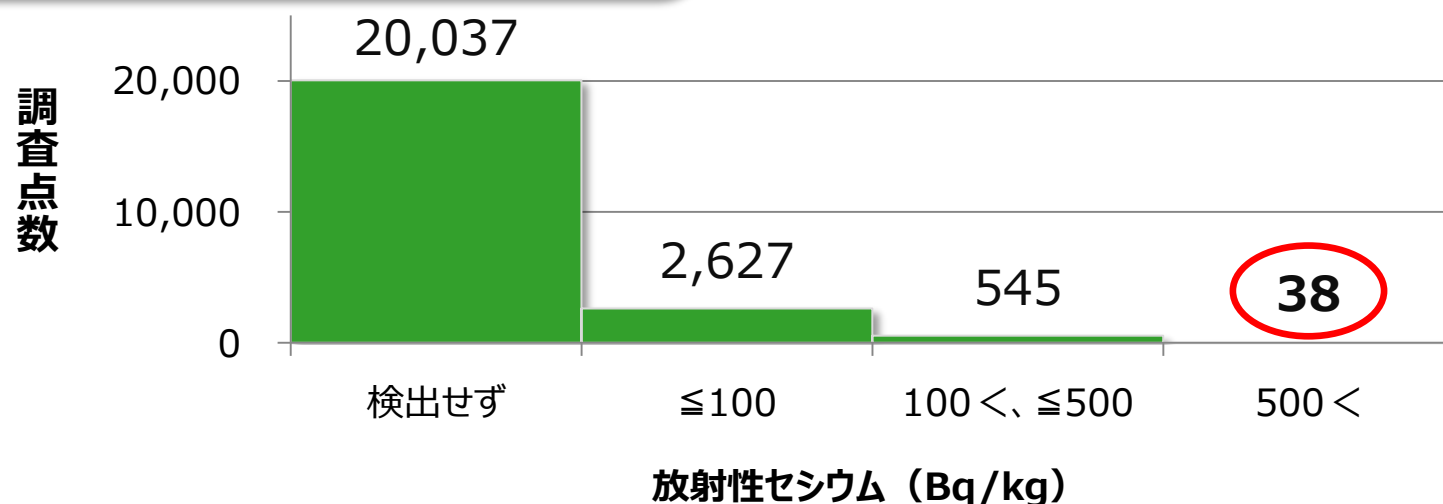
（注）・平成26年9月29日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。
・茶の基準値は平成24年度以降は飲用に供する状態で10 Bq/kg、平成23年度は生茶葉・荒茶・製茶の状態で500 Bq/kg（飲用に供する状態での放射性セシウム濃度は、荒茶の概ね50分の1）。
・検出下限値未滿は、24年3月までのものは100 Bq/kg 以下、24年4月以降のものは5 Bq/kg以下として集計

- (1) 野菜、果実、茶等の農産物
- (2) 米、大豆、そば
- (3) 畜産物
- (4) 特用林産物（きのこ等）
- (5) 水産物

検査結果：米（23年産米の検査結果）

- 作付を行った地域（17都県）で23年産米の調査を行った結果、99.2 %が50 Bq/kg 以下。
- 23年産米では、福島県で暫定規制値（500 Bq/kg）を超える米が1点検出されたことから、米の緊急調査を福島県において実施。
- 暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された米が生産された水田は、特定避難勧奨地点の付近等に限定的に出現。

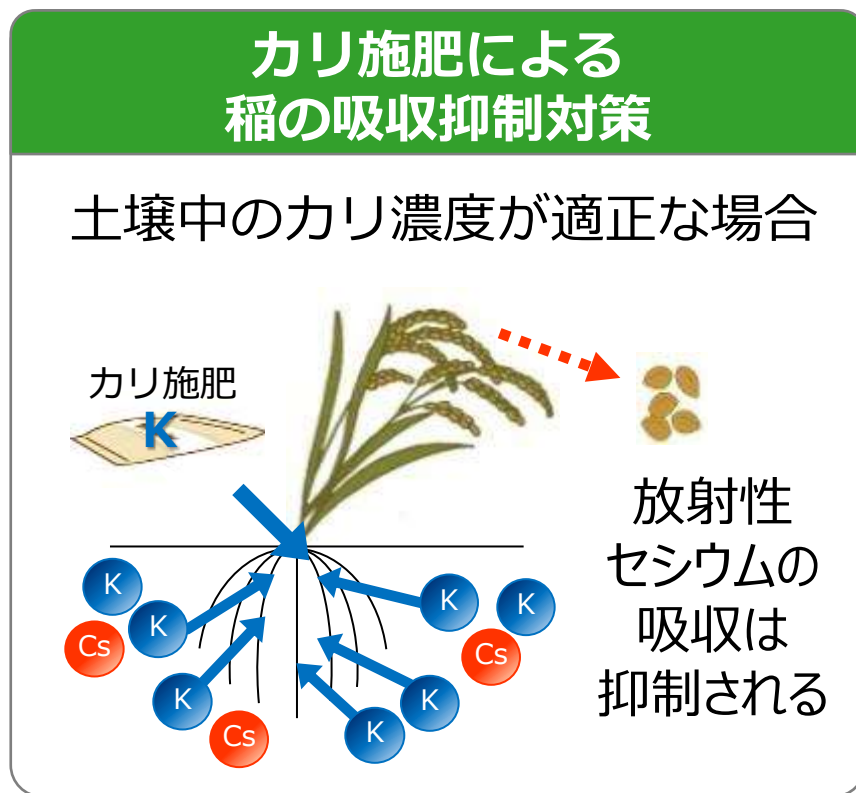
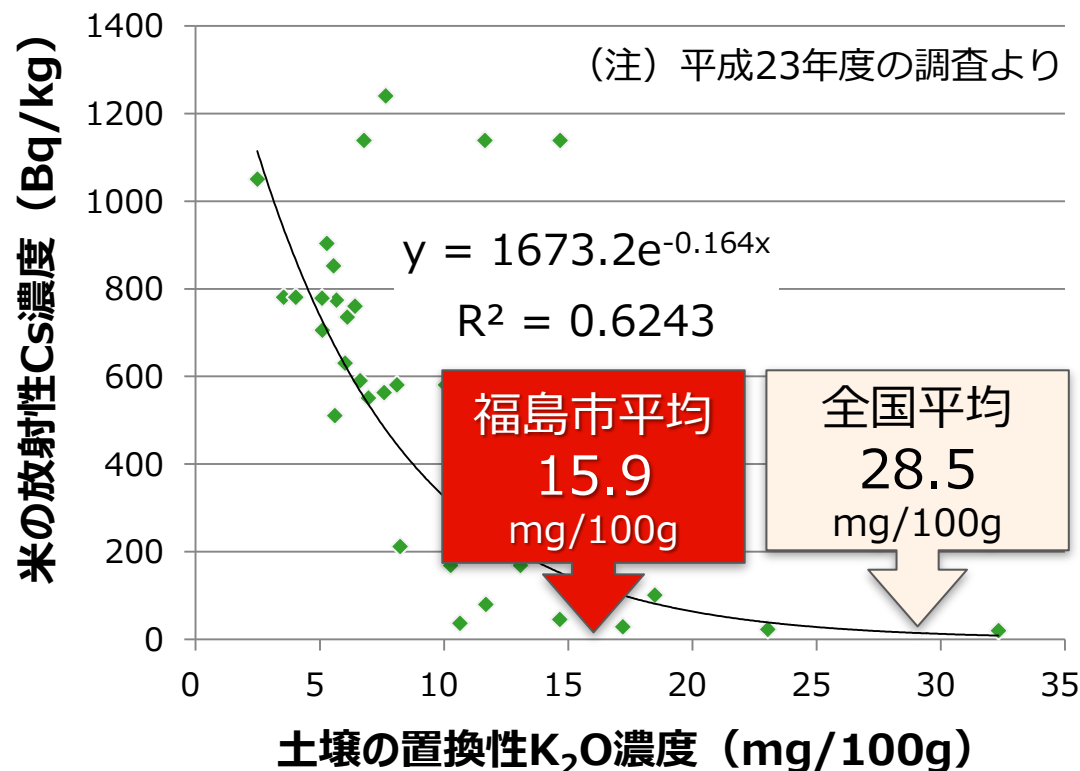
福島県 23産米緊急調査



(注) 厚生労働省及び福島県が公表したデータに基づく。

玄米中の放射性セシウム濃度に影響する要因（土壌）

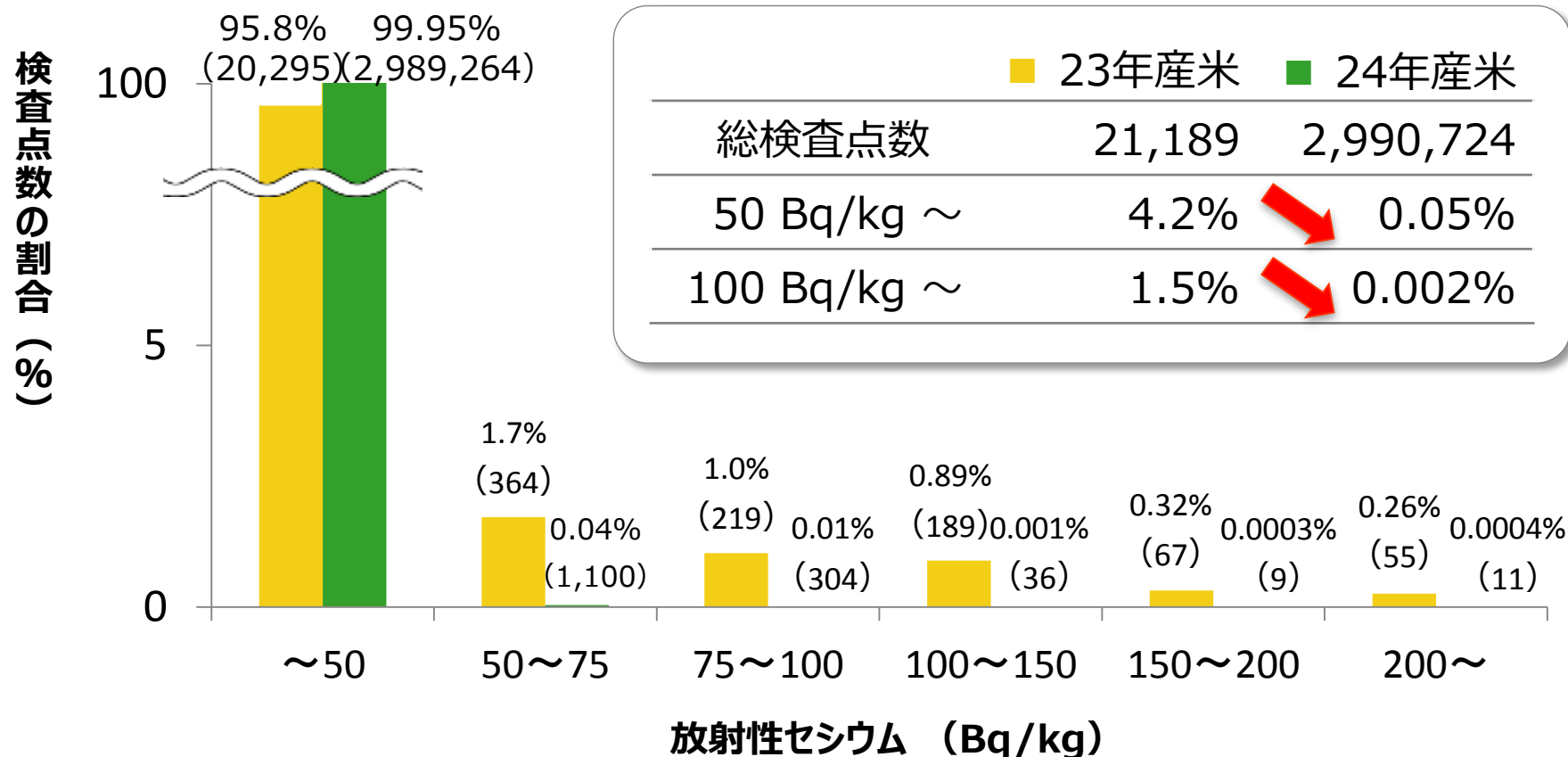
- 玄米中の放射性セシウム濃度が高い値がみられた水田では、土壌中のカリウム濃度が低い傾向が見られた。
- 土壌中のカリウムは、セシウムと化学的に似た性質を有しており、作物のセシウム吸収を抑える働きがある。



23年産と24年産米の検査結果の比較

- 23年産と比較すると100 Bq/kg超過割合は減少。

23年産と24年産米の検査結果（福島県：23年産米の緊急調査対象区域）



- 25年産米の検査結果や避難指示区域等の状況を踏まえ、引き続き、作付制限、吸収抑制対策、収穫後の検査を組み合わせ、安全を確保

避難指示区域

避難指示区域（帰宅困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）は、地域の状況に合わせ、作付制限、試験栽培や作付再開に向けた実証栽培を行い管理。

避難指示区域以外の地域

25年産の作付再開準備
の地域

全量生産出荷管理

管理計画を策定し、飯米・縁故米を含む全てのほ場で吸収抑制対策を実施、もれなく検査（全量管理、全袋検査）し、順次出荷。

25年産米で

- 全量生産出荷管理の地域
- 50 Bq/kg超のあった地域

全戸生産出荷管理

農家ごとに、吸収抑制対策を実施し、検査（全戸検査）後に出荷。

福島県の場合

農家リストを作成し、検査
予定数量等を把握した上で
全袋検査を行うことで、
順次出荷が可能。

全戸生産出荷管理の地域では、
農家ごとに吸収抑制対策を実施。

その他の地域

地域単位で抽出検査

旧市町村又は市町村ごとに抽出
検査を行った後に出荷。

平成26年産米の作付制限等の対象区域



作付制限

作付・営農は不可。



農地保全・試験栽培（26年産で新設）

除染後農地の保安全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。



作付再開準備

管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。



全量生産出荷管理

管理計画を策定し、全てのほ場で吸収抑制対策を実施、もれなく検査（全量管理・全袋検査）し、順次出荷。

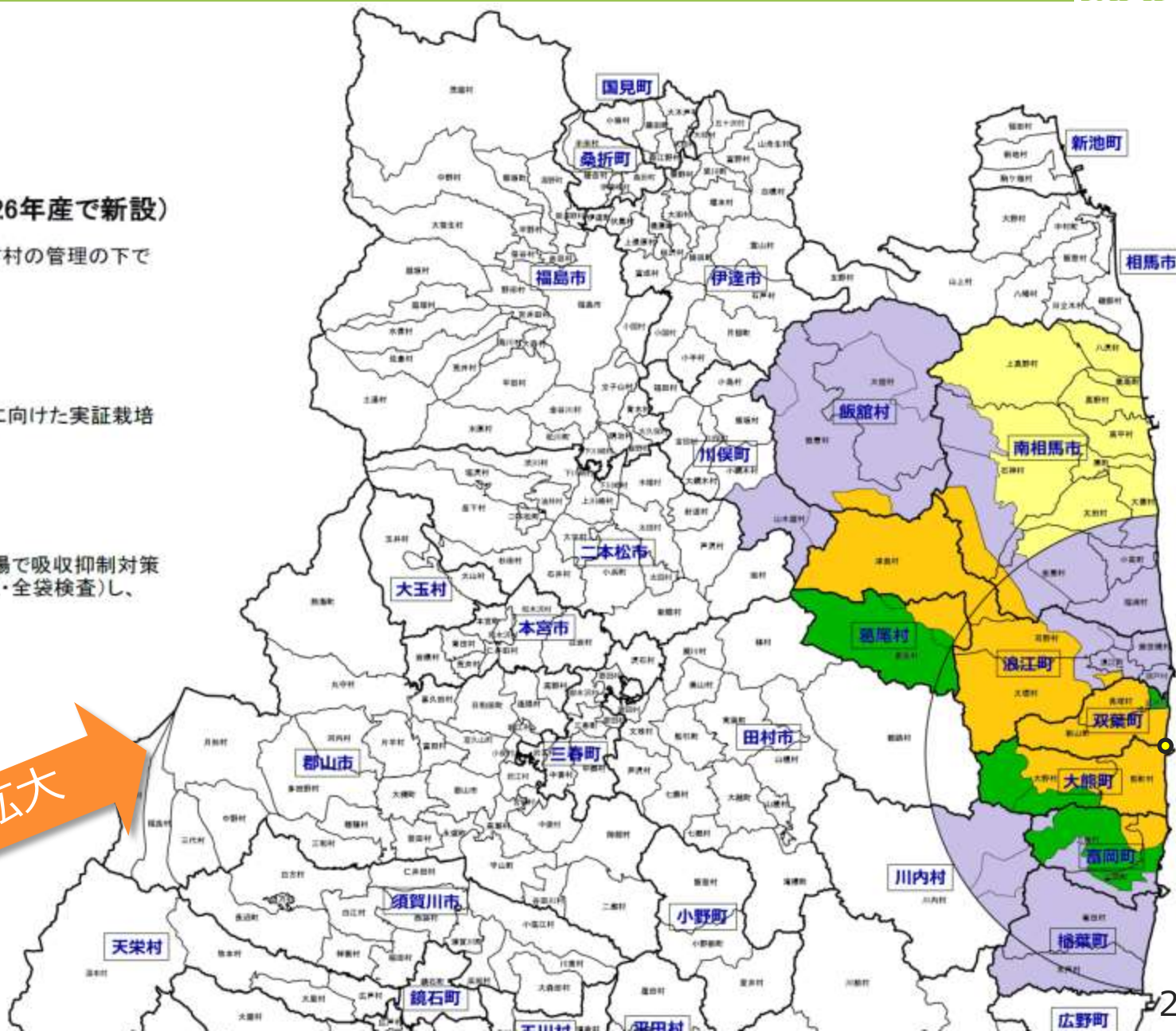


福島第一原子力発電所



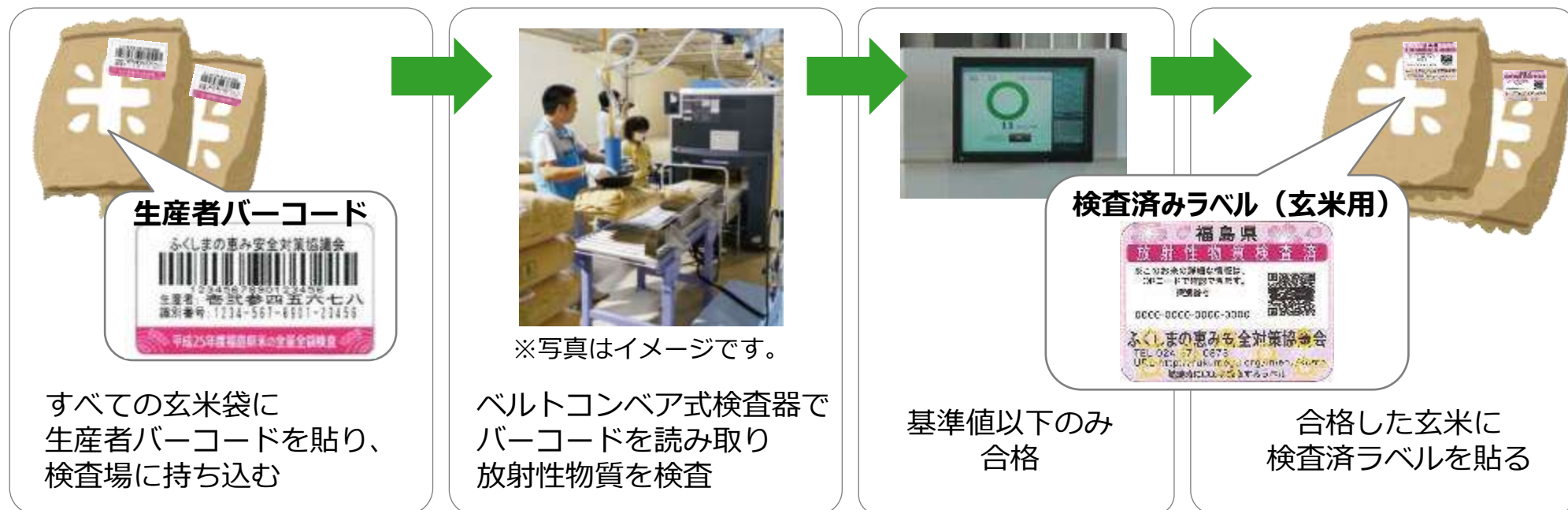
福島県

拡大



米の全袋検査

- 24年産米から、福島県全域で全袋検査を実施。



※福島県のホームページに基づき作成。

QRコードで検査結果を確認できる
ふくしまの恵み安全対策協議会 (<https://fukumegu.org/ok/kome>)

全袋検査結果

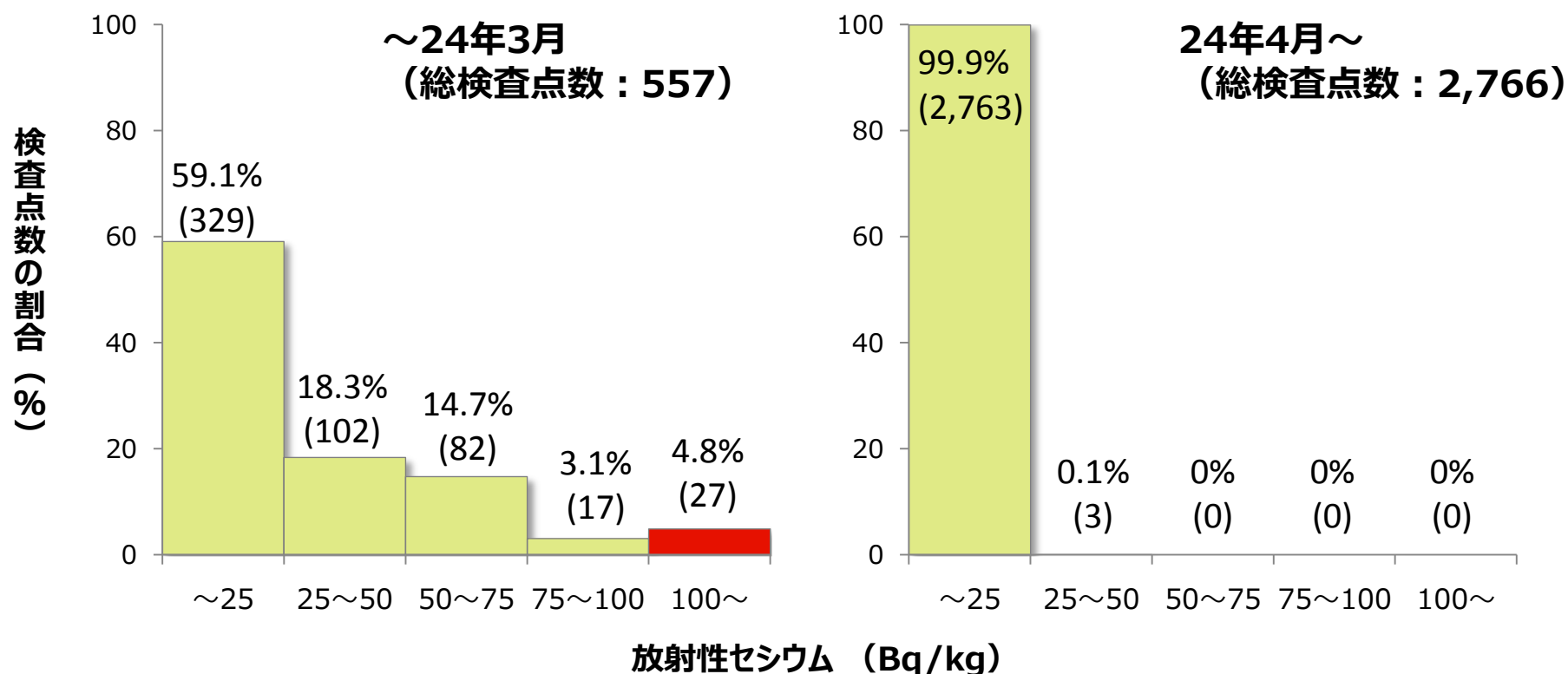
福島県及び宮城県の一部

※平成26年12月1日までに厚生労働省及び自治体が公表したデータに基づき集計。

	検査点数	基準値 超過点数	基準値超過 割合 (%)
24年産	1,037万	84	0.0008
25年産	1,104万	28	0.0003
26年産	1,013万	0	0

検査結果：麦

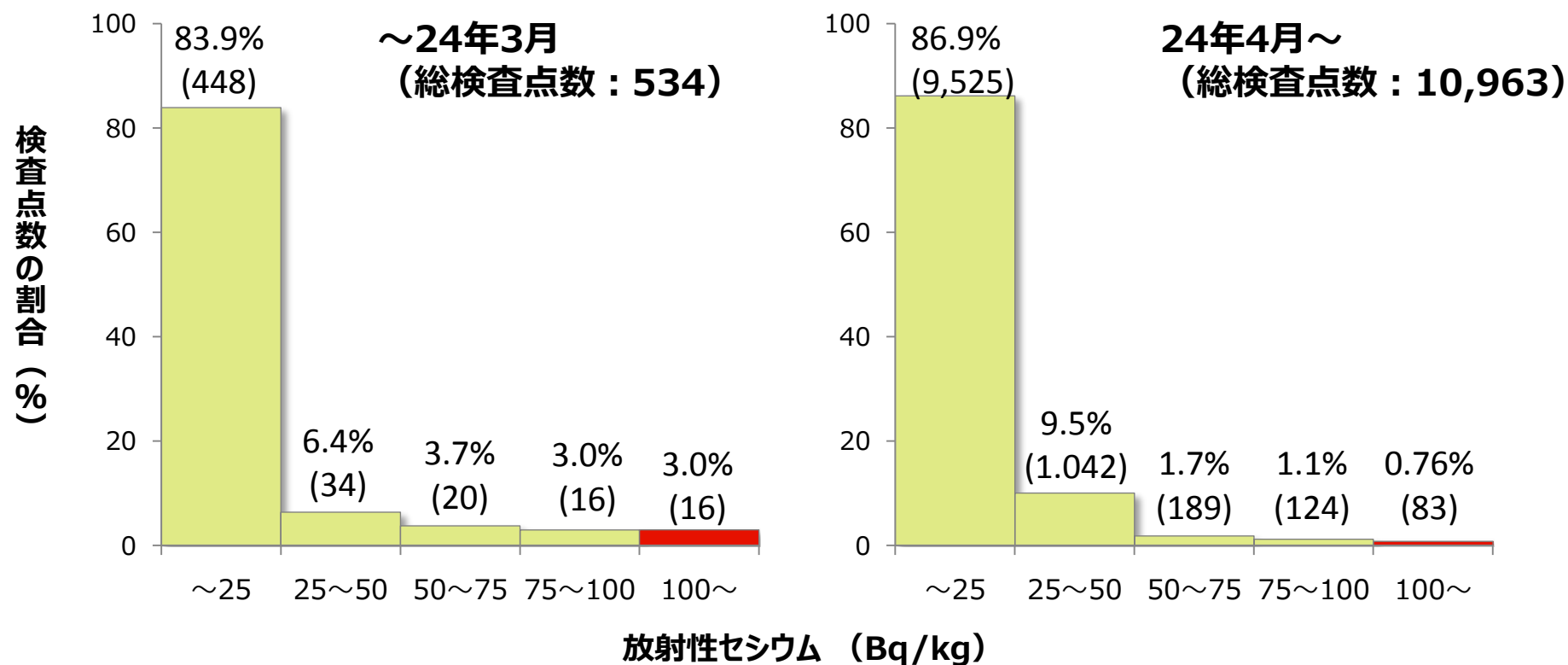
- 事故直後に放射性物質が生育中の麦に降下・付着したことから、100 Bq/kg超がみられた。
- 24年度以降は、基準値超過なし。



(注) ・平成26年9月29日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。
・検出下限値未満は25 Bq/kg以下として集計。

検査結果：大豆

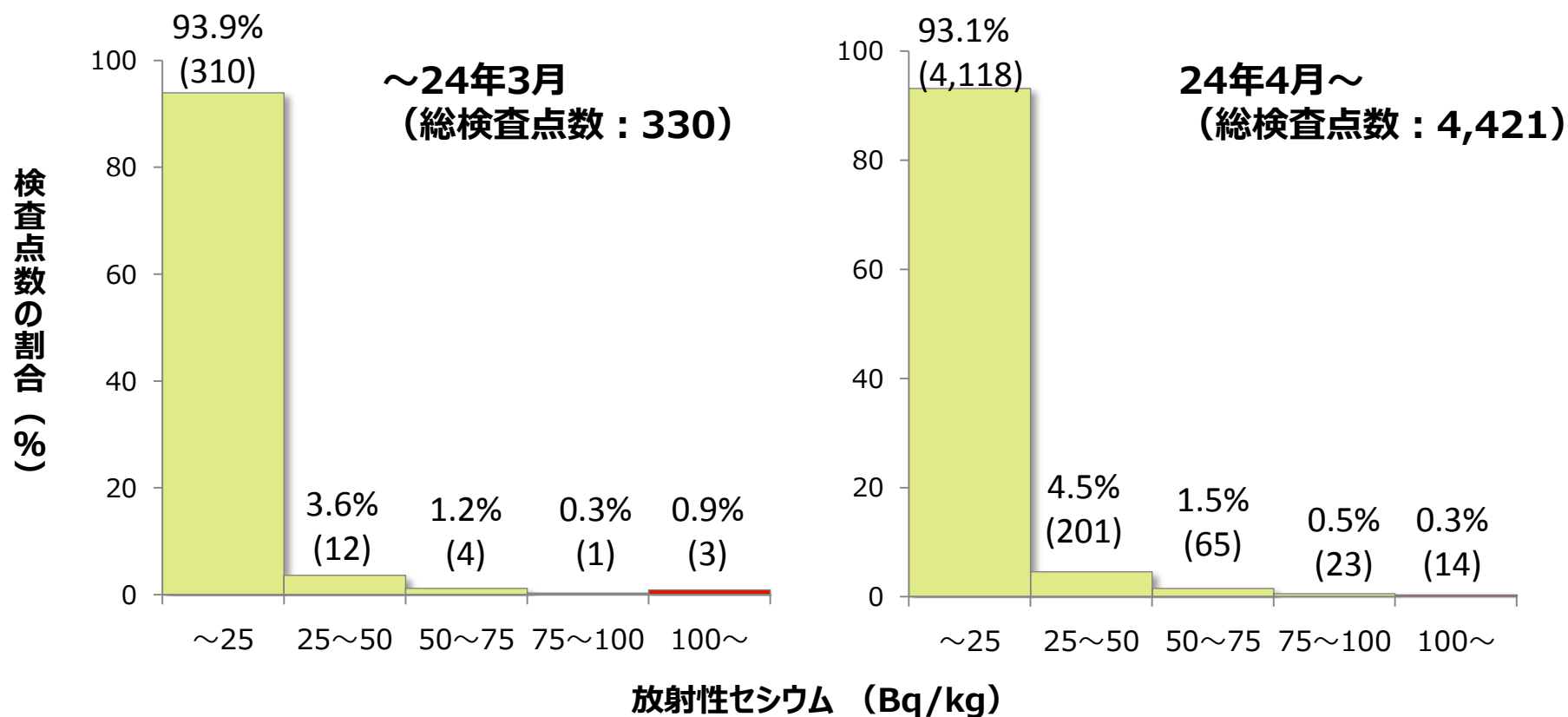
- 23年度は、根からの吸収によってわずかながら100 Bq/kgを超過。
- 24年度以降も100 Bq/kg超過がみられるものの、その割合が低下。



(注) ・平成26年12月5日までに厚生労働省及び地方自治体が公表したデータに基づく。
・検出下限値未満は25 Bq/kg以下として集計。
・生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。

検査結果：そば

- 23年度は、根からの吸収によりわずかながら100 Bq/kgを超過。
- 24年度も100 Bq/kg超過がみられるものの、その割合が低下。
- 25年度以降は、吸収抑制対策の効果もあり、100 Bq/kgの超過はなし。



(注) ・平成26年9月29日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。
・検出下限値未満は25 Bq/kg以下として集計。

- (1) 野菜、果実、茶等の農産物
- (2) 米、大豆、そば
- (3) 畜産物
- (4) 特用林産物（きのこ等）
- (5) 水産物

飼料の暫定許容値

食肉や牛乳が基準値※を超える放射性セシウムを含まないように、飼料の暫定許容値を設定

※ 食肉 100 Bq/kg、牛乳 50 Bq/kg

	暫定許容値 (Bq/kg)
牛	100
豚	80
鶏	160
養殖魚	40

家畜の飼養管理等の指導

- 飼料の暫定許容値以下の粗飼料（牧草等）を給与するなどの適切な飼養管理の徹底
- 暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転耕等による除染対策の推進
- 代替飼料確保の支援



検査の体制

① 牛肉

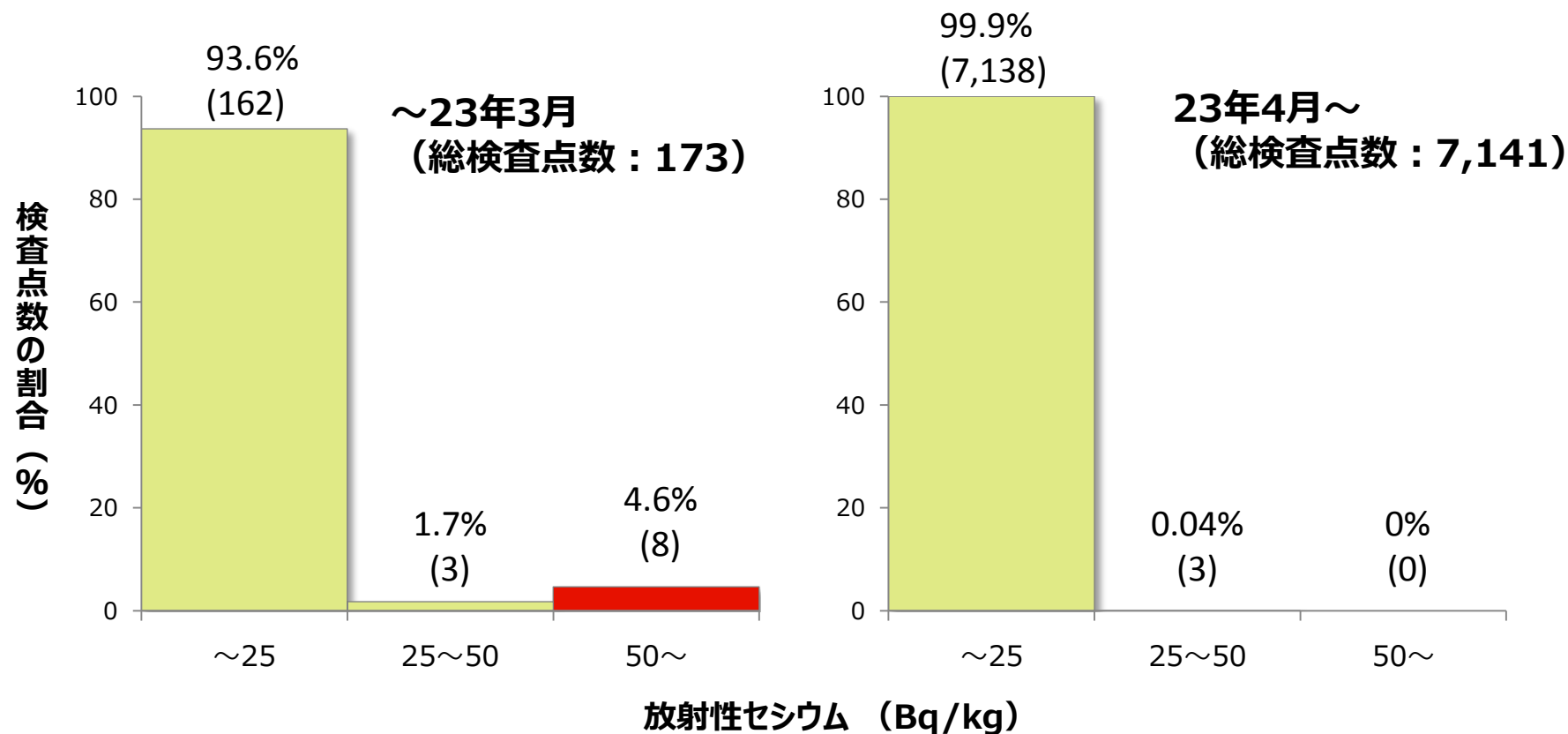
- 5県（岩手、宮城、福島、栃木、群馬）では、3カ月に1度、全戸検査を実施。
- 特に、4県（岩手、宮城、福島、栃木）は、一部の農家において出荷に当たり全頭検査を実施。

② 乳の検査頻度

- 5県（岩手、宮城、福島、栃木、群馬）では、2週間に1度検査。

検査結果：原乳

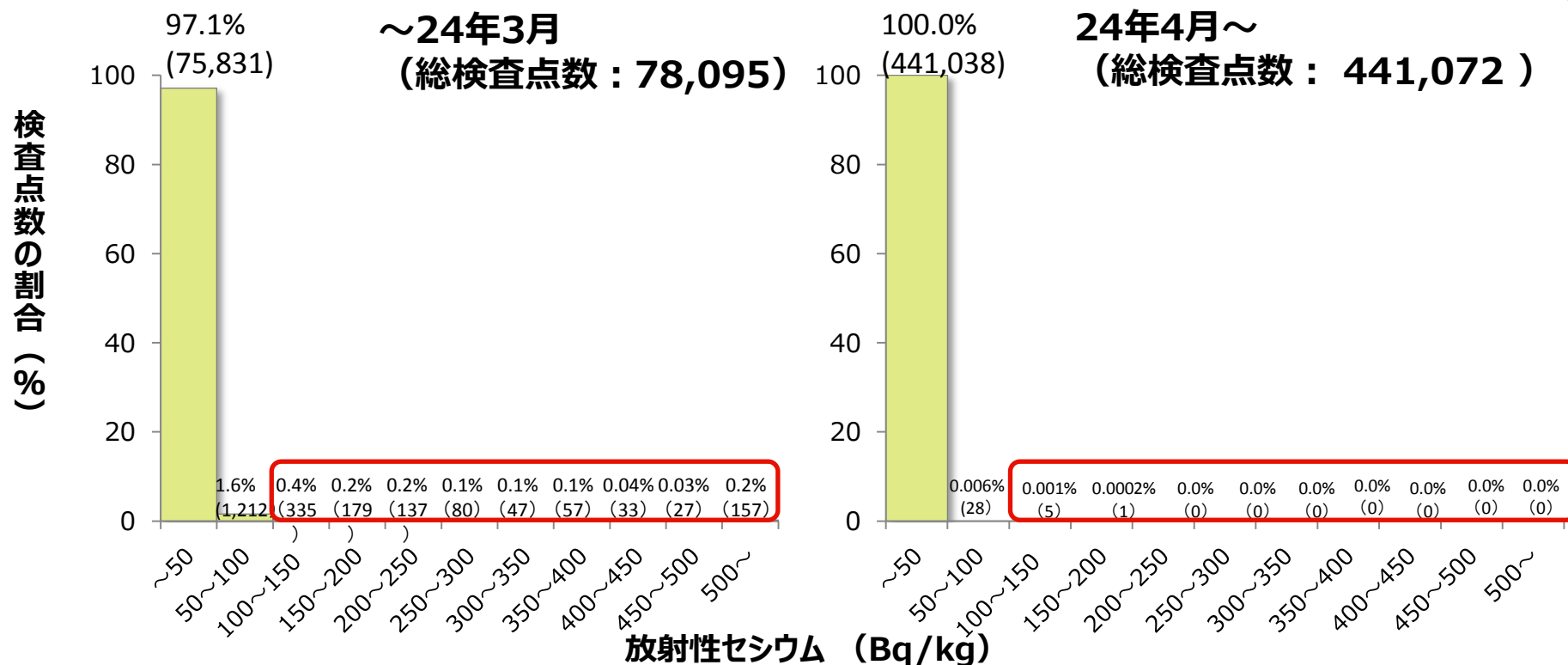
- 原発事故当初に50 Bq/kgを超過したものがみられた。
- 23年4月以降はすべて50 Bq/kg以下で、基準値超過なし。



(注) ・平成26年9月29日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。
・検出下限値未満は25 Bq/kg以下として集計。

検査結果：牛肉

- 23年度は、高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の給与により100 Bq/kg超過がみられた。
- 24年度以降は100 Bq/kg超の割合は大幅に低下し、25年度以降は基準値超過なし。



(注) ・平成26年9月29日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。
・検出下限値未満は25 Bq/kg以下として集計。

- (1) 野菜、果実、茶等の農産物
- (2) 米、大豆、そば
- (3) 畜産物
- (4) 特用林産物（きのこ等）
- (5) 水産物

きのこ原木等の放射性物質濃度の指標値

きのこの放射性物質濃度が基準値（100 Bq/kg）を超えないように、きのこ原木・ほだ木・菌床用培地に含まれる放射性物質濃度の指標を設定

指標値（Bq/kg）	
きのこ原木及びほだ木	50
菌床用培地及び菌床	200

ほだ木：きのこ原木にきのこの菌を植えたもの
菌床：おが粉や栄養材等を混合した培地にきのこの菌を植えたもの

安全な原木の確保



- 原木・ほだ木の購入支援
- 原木の需給のマッチング
- 簡易ハウスの導入

栽培ガイドラインの策定

栽培管理の具体的取組事項の普及・指導（自治体→生産者）

放射性物質の低減技術



プルシアンブルーによる除染試験

情報発信・巡回指導

野生きのこ・山菜の採取に関する情報提供、注意喚起

- 検査の徹底、栽培管理ガイドラインの普及等を実施。
- 東日本産の乾しいたけの多くを扱う J A 全農椎茸事業所及び日椎連市場においては、食品放射能測定システム導入により、市場に出品される乾しいたけの全量検査（スクリーニング）を実施し安全性を確保。

乾しいたけ全量検査の実施



専門コンテナ（20kg）に移し替え



コンベア式の測定器で測定（1分程度）



一定以上の値が検出されると赤表示

- 出荷制限を解除するためには、汚染の要因を栽培管理により取り除くことが必要。
- 現時点における知見や取組状況を集積し、放射性物質の影響を低減するための具体的な栽培管理の取組事項をガイドラインとして都道府県等へ通知。

ガイドラインの内容

都道府県が、ガイドラインをもとに、出荷制限の状況、空間線量率などを勘案して、地域の実情に応じた取組事項を選択し、チェックシートを作成。生産者は、チェックシートを基に栽培管理を実施。

〈必須工程〉

原木・ほだ木の購入時の確認と管理

発生前のほだ木の管理（放射性物質の検査等）

指標値を超えた原木・ほだ木の廃棄・再検査

安全性を確認するための発生したきのこの検査



状況に応じて

〈放射性物質を低減するための重要工程〉

原木・ほだ木の洗浄

空間線量率の測定

ほだ場など作業場所の環境整備

※ 本ガイドラインは、出荷制限が指示された地域か否かを問わず安全なきのこを栽培するためのものとしての位置付け。

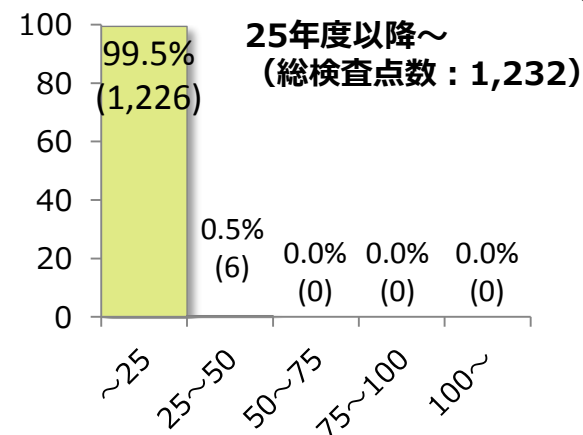
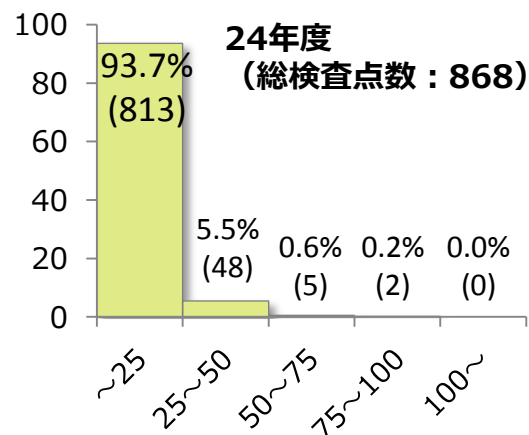
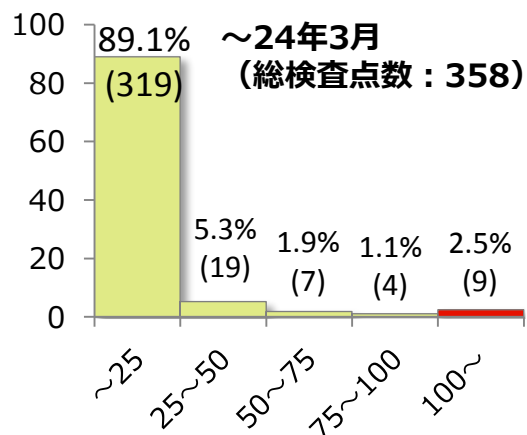
※ 出荷制限が指示された地域については、放射性物質の影響を低減させるための本ガイドラインを活用した栽培管理を実施し、基準値を超えるきのこが生産されないと判断された場合、出荷制限の解除が可能。

検査結果：しいたけ（菌床・原木）

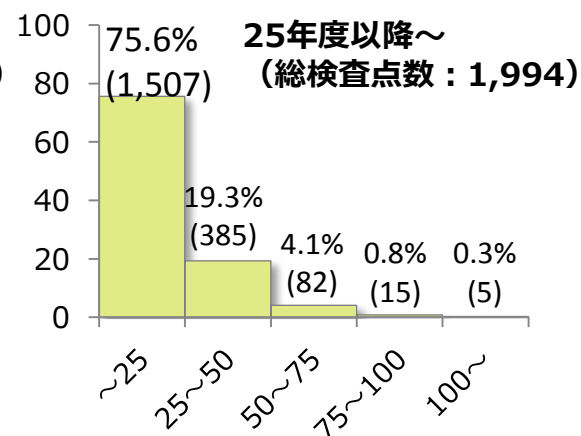
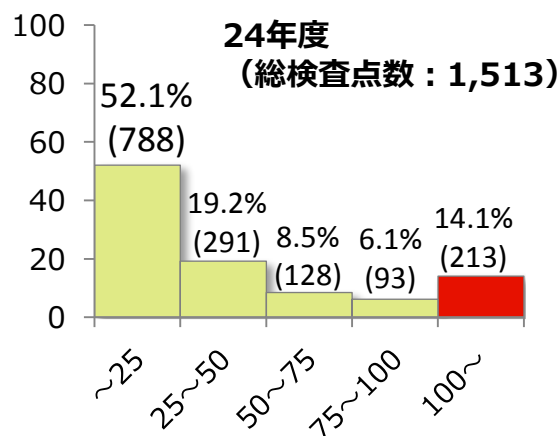
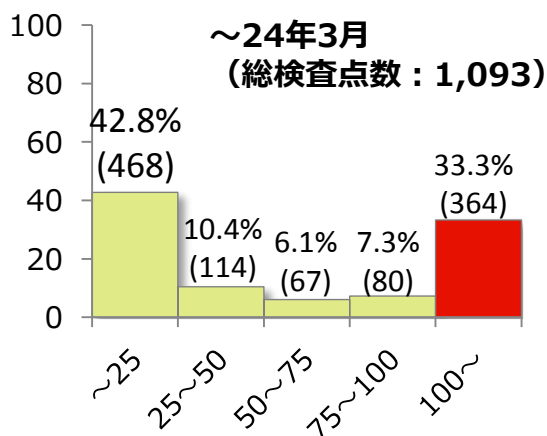
- 菌床しいたけで24年度以降に基準値を超過したものは無い。
- 原木しいたけは、23年度、基準値を超えたものが3割見られたが、その割合は年々低下。

検査点数の割合（％）

菌床



原木



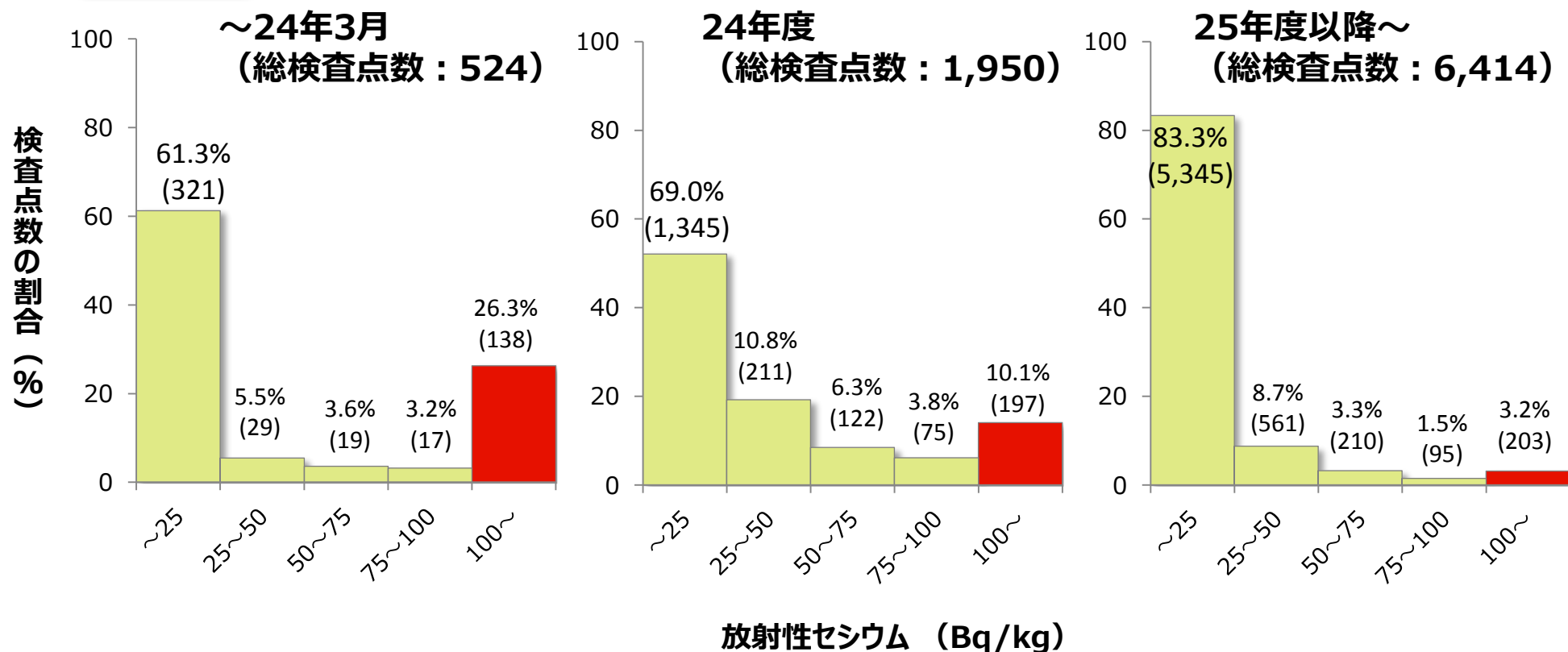
(注) ・平成26年9月29日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。・検出下限値未満は25 Bq/kg以下として集計。

放射性セシウム
(Bq/kg)

検査結果：山菜等

- 山菜や野生きのこでは、24年度以降も基準値を超えたものがある。

山菜



(注) ・平成26年9月29日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。
・検出下限値未満は25 Bq/kg以下として集計。

野生きのこ・山菜の出荷制限

● 野生きのこや山菜では、24年度以降も基準値を超えたものがある。

原子力災害対策特別措置法に基づく特用林産物に対する出荷制限等は12県（平成26年11月20日現在）

■福島県

原木しいたけ（露地栽培）	17市町村
原木しいたけ（施設栽培）	2市町
※伊達市は一部解除	
原木なめこ（露地栽培）	2市
野生きのこ	55市町村
たけのこ	22市町村
くさそてつ（こごみ）	15市町村
ふきのとう（野生）	10市町村
わさび（畑で栽培されたもの）	2市町
こしあぶら	49市町村
ぜんまい	10市町村
ぜんまい（野生）	2町村
たらめ（野生）	25市町村
わらび	9市町村
わらび（野生）	2市町
ふき（野生）	3町村
うわばみそう（みず）（野生）	2市町
うど（野生）	5市町村

■青森県

野生きのこ	4市町
-------	-----

■岩手県

原木しいたけ（露地栽培）	13市町
※山田町、花巻市、北上市は一部解除	
原木なめこ（露地栽培）	5市
原木くりたけ（露地栽培）	2市
野生きのこ	9市町

こしあぶら	7市
たけのこ	3市
わらび（野生）	5市町
ぜんまい	3市
せり（野生）	2市

■宮城県

原木しいたけ（露地栽培）	21市町
※登米市は一部解除	
野生きのこ	3市
くさそてつ（こごみ）	4市町
たけのこ	3市町
たらめ（野生）	3市
こしあぶら	7市町
ぜんまい	3市町

■茨城県

原木しいたけ（露地栽培）	11市町
原木しいたけ（施設栽培）	3市町
たけのこ	14市町
こしあぶら（野生）	3市

■栃木県

原木しいたけ（露地栽培）	21市町
※芳賀町は一部解除	
原木しいたけ（施設栽培）	9市町
※矢板市、鹿沼市、さくら市、芳賀町、日光市、那須塩原市は一部解除	
原木なめこ（露地栽培）	10市
原木くりたけ（露地栽培）	17市町

野生きのこ	12市町
たらめ（野生）	9市町
たけのこ	5市町
くさそてつ（野生）	3市町
こしあぶら（野生）	14市町
さんしょう（野生）	4市
ぜんまい（野生）	3市町
わらび（野生）	5市

■群馬県

野生きのこ	7市町村
-------	------

■埼玉県

野生きのこ	4町
-------	----

■千葉県

原木しいたけ（露地栽培）	10市
※山武市、佐倉市、君津市、富津市は一部解除	
原木しいたけ（施設栽培）	3市
※山武市、君津市、富津市は一部解除	
たけのこ	4市町

■長野県

野生きのこ	7市町村
こしあぶら	4市町村

■山梨県

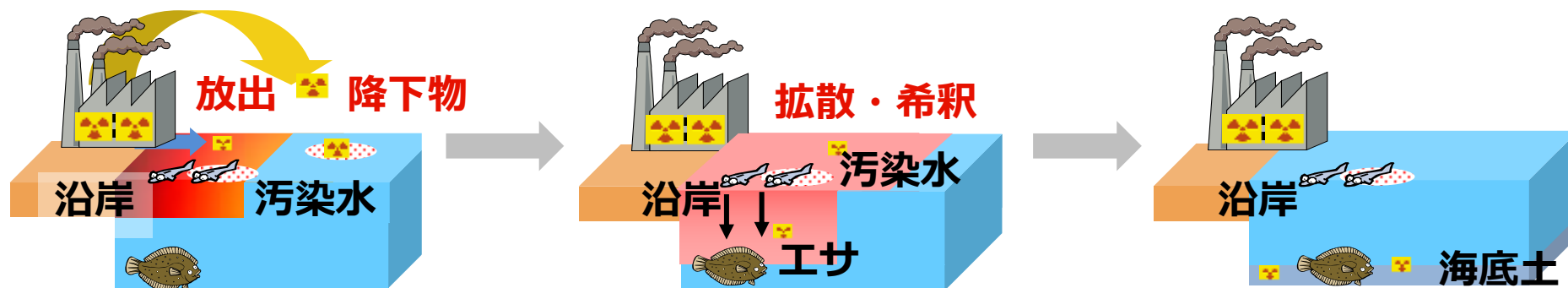
野生きのこ	3市町村
-------	------

■静岡県

野生きのこ	5市町
-------	-----

- (1) 野菜、果実、茶等の農産物
- (2) 米、大豆、そば
- (3) 畜産物
- (4) 特用林産物（きのこ等）
- (5) 水産物

海面の汚染の進行過程



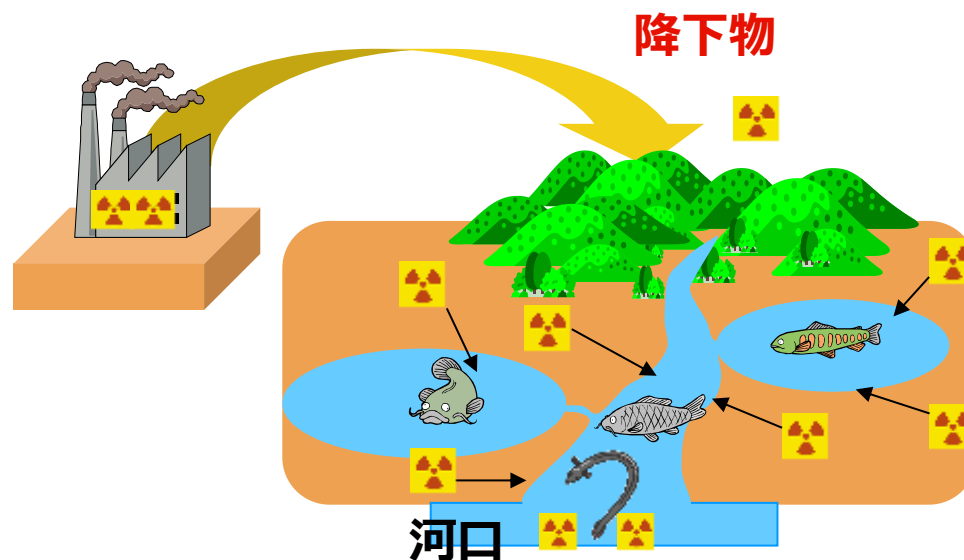
大気中からの降下物及び汚染水により、海洋に放射性物質が放出

大量の海水により拡散・希釈されながら、海流により移動

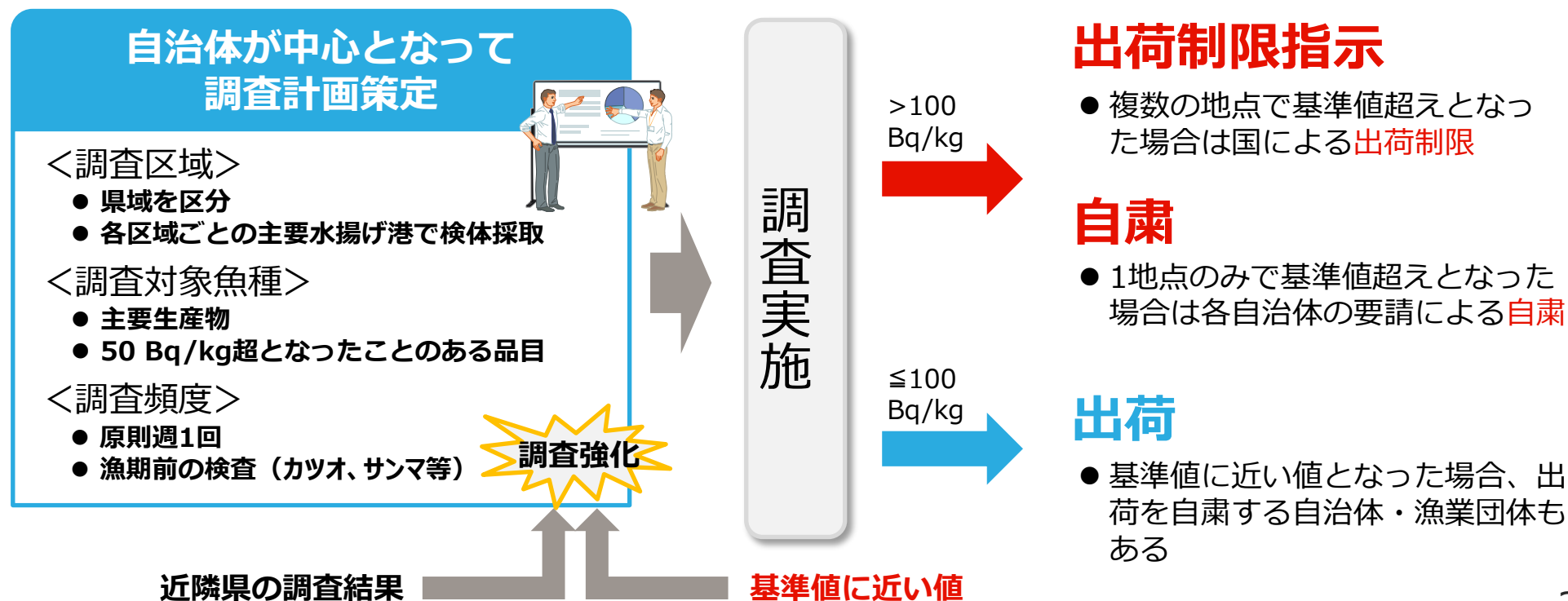
徐々に海底に移動

内水面の汚染の進行過程

雨や雪解け水により、河川・湖沼に徐々に移動。
最終的には海へ流れ込むか、湖底に移動。

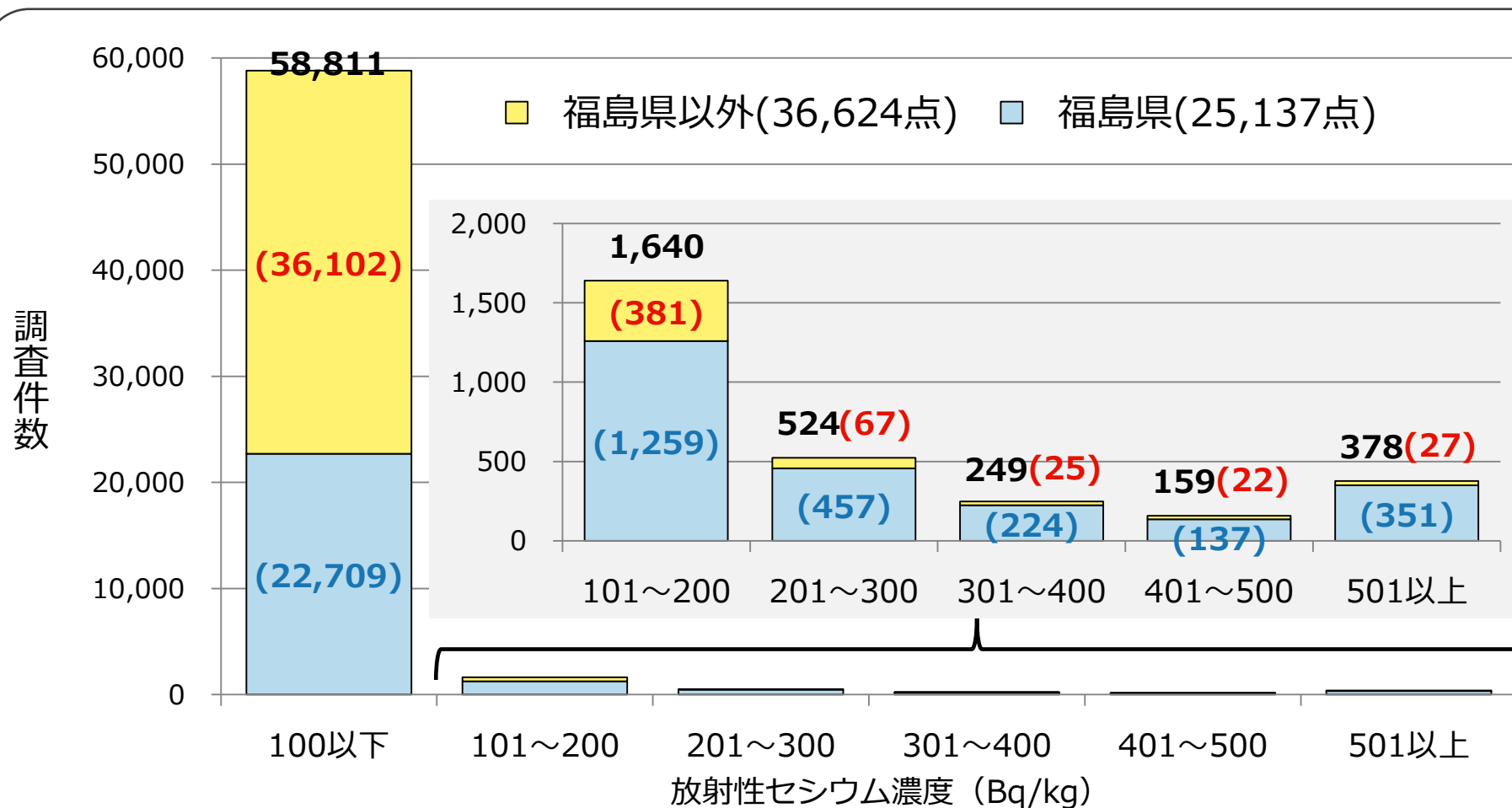


- 主要生産品目及び前年度に50 Bq/kg超となった品目を調査。表層、中層、底層といった生息域、漁期、近隣県の調査結果等を考慮。
- 基準値に近い値が出た時や近隣県で高い値が出た時には、調査を強化。
- 基準値を超過した場合、各自治体の要請による自粛や原子力災害対策本部による出荷制限の措置を実施。



検査結果：水産物全体

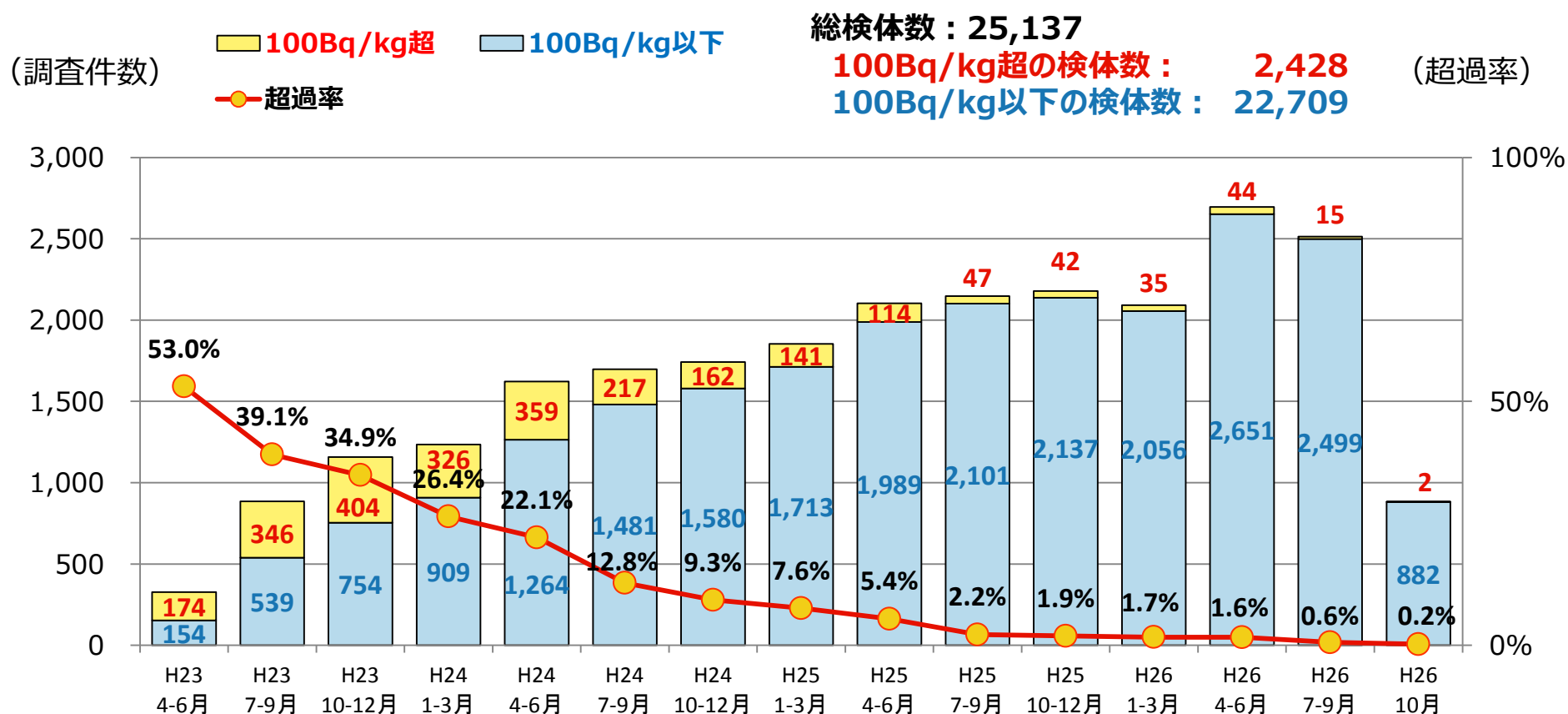
- 95.2%（61,761検体中58,811検体）が100 Bq/kg以下。
- 福島県では、90.3%が、福島県以外では、98.6%が100 Bq/kg以下。



(注) 平成23年3月24日～平成26年10月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

検査結果：福島県の水産物

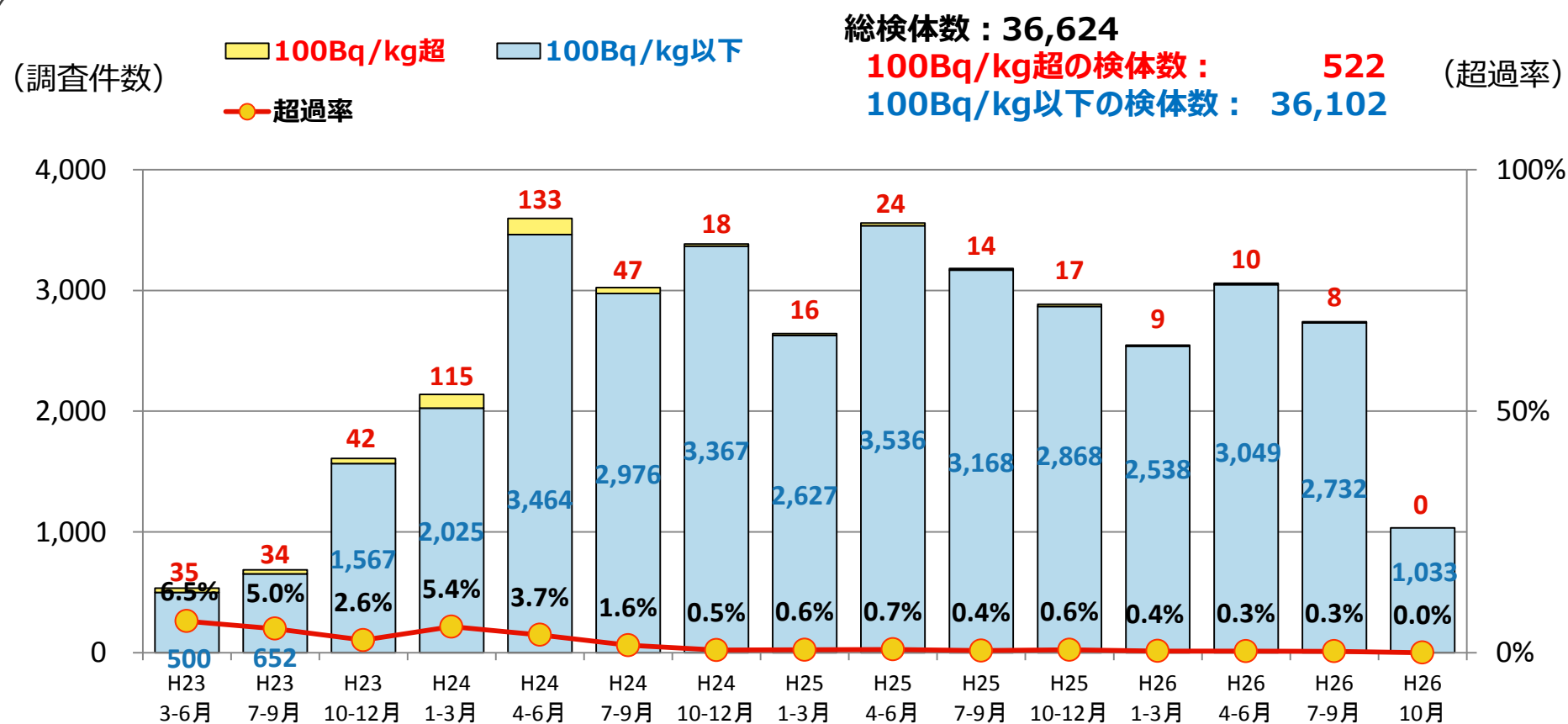
- 平成23年4-6月期には100 Bq/kgを超える割合が53%となっていたが、平成26年10月では0.2%まで低下。
- 試験操業を除き、沿岸漁業・底びき網漁業を自粛中。



(注) 平成23年3月24日～平成26年10月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

検査結果：福島県以外の水産物

- 100 Bq/kgを超える割合は徐々に低下し、平成24年10-12月期以降は1%を切るレベル。平成26年4-6月期は0.3%まで低下
- 平成26年10月には0%に低下



(注) 平成23年3月24日～平成26年10月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

魚種ごとの放射性セシウム濃度の傾向

- 現在は、シラスやコウナゴ等の表層の魚、カツオ・マグロ類、シロザケ、サンマといった回遊魚、イカ・タコ類、エビ・カニ類、貝類や海藻類等については、福島県も含め、すべての都道府県で基準値以下。

24年度以降、すべての都道府県で基準値以下が確認されている代表的な海産物

海藻類	全種					
貝類	全種					
イカ・タコ類	全種					
エビ・カニ類	全種					
表層魚	イワシ類	サンマ	イカナゴ	シラス	カマス類	トビウオ
中層魚	サバ類	カジキ類	カツオ類	マグロ類	ギンザケ	シロザケ
	ブリ	アオザメ	ヨシキリザメ	カンパチ	コノシロ	サワラ
	シイラ	シシャモ	チダイ	ヒラマサ		
底層魚	アカムツ	アジ類	アオメエソ	イシダイ	イトヒキダラ	ウマヅラハギ
	キンメダイ	キチジ	トラフグ	ニシン	マハゼ	マフグ
	ミギガレイ					
哺乳類	クジラ類					

水産物の出荷制限

- 食品の基準値を超えた品目について、地域的な広がり認められる場合、原災本部長が関係都道府県知事に対し出荷制限等を指示。

(平成26年10月31日現在)

	海面	内水面
福島	ヒラメ、イシガレイ、コモンカスベ、シロメバル、マダラ、クロダイ、スズキのほかに28種の海産物（福島県沖）	アユ・イワナ・ウグイ・コイ・フナ・ヤマメ・ウナギ（一部の河川等） ヤマメ（新田川） ※ヤマメは摂取制限あり
岩手	スズキ・クロダイ （岩手・宮城県境の正東線以南）	イワナ・ウグイ （一部の河川等）
宮城	スズキ・クロダイ （宮城県沖）	アユ・イワナ・ウグイ・ヤマメ （一部の河川等）
茨城	シロメバル・スズキ・コモンカスベ・マダラ（茨城県沖） イシガレイ・ヒラメ （北緯36度38分以北の茨城県沖）	アメリカナマズ・ウナギ・ギンブナ （一部の河川等）
栃木	—	イワナ（一部の河川等）
群馬	—	イワナ・ヤマメ（一部の河川等）
千葉	—	ウナギ・コイ・ギンブナ（一部の河川等）

福島県から出荷される水産物の安全性確保

MAFF

福島県沖の現状

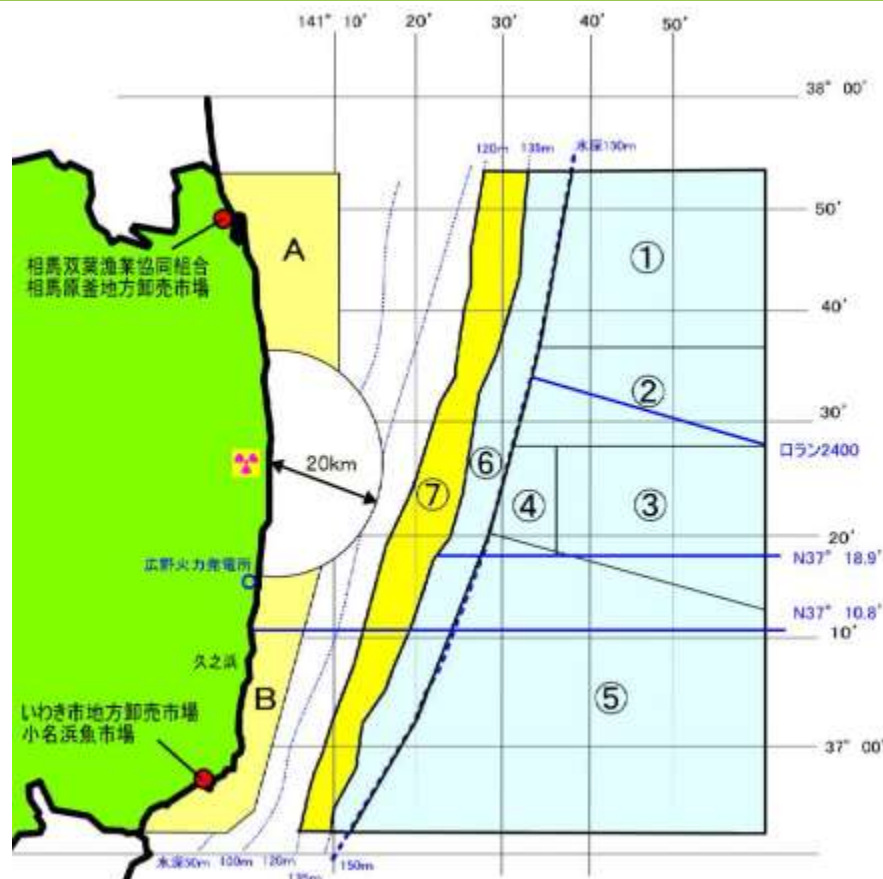
- 震災以降、県内の漁業協同組合が、すべての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業自粛を継続。
- 福島県が福島県沖で毎週150検体程度の水産物を検査。
- 検査結果をふまえ、出荷制限が指示されていない魚種のうち、放射性物質の値の低い海域・種のみを対象として、平成24年6月から試験操業・販売を実施。

汚染水問題との関係

- 平成25年7月の汚染水漏洩報道の後、試験操業を一時中断。
- 福島県が海水を検査した結果、放射性セシウム濃度及び全β放射能について、事故発生前の値と同程度であることを確認。
- 水産物についても、汚染水漏洩報道の前後で検査結果に差がないことを福島県が確認。平成25年9月25日から試験操業を再開。

**引き続き検査により水産物の安全を確認しつつ
試験操業・販売の海域・種の拡大を検討。**

(平成26年10月31日現在)



注1：底びき網漁業は①+②+③+④+⑤+⑥+⑦の海域で実施。

注2：沖合たこかご漁業(7～8月)は①+②+③+④+⑤+⑥の海域のうち、北緯37度18.9分以北で実施。

注3：船びき網漁業はA+Bの海域で実施。

注4：固定式刺網漁業はA+Bの海域で実施。

注5：沿岸カゴ漁業はBの海域で実施。

注6：潜水漁業はBの海域で実施。

注7：貝桁網漁業はBの海域で実施。

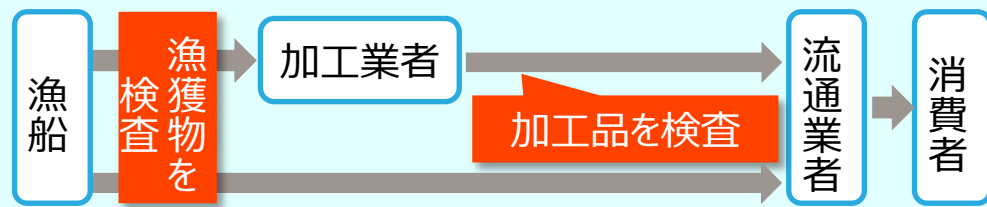
注8：流し網漁業は東電福島第一原発の半径20km以内を除く北緯37度10.8分以北の海域で実施。

試験販売時の放射性物質検査の概要

- 平成24年6月～26年10月の試験販売の際、生の状態及び加工した状態のものについて計2,399回、放射性物質の簡易検査を実施。
- 検査結果は福島県漁連のHPにて随時公開。
<http://www.jf-net.ne.jp/fsgyoren/siso/sisotop.html>

漁獲物の流れ

漁連が中心になって、放射性物質の検査、販売物の管理等を実施。



福島県における試験操業・販売の状況

MAFF

(平成26年10月31日現在)

試験操業の対象種（計55種）

＜底びき網漁業：40種類＞ ミズダコ、ヤナギダコ、マダコ、スルメイカ、ヤリイカ、ケンサキイカ、ジンドウイカ、ケガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ヒゴロモエビ、ボタンエビ、ホッコクアカエビ、沖合性のツブ貝(シライトマキバイ、チヂミエゾボラ、エゾボラモドキ及びナガバイ)、オキナマコ、キチジ、アオメエソ(メヒカリ)、ミギガレイ(ニクモチ)、ヤナギムシガレイ、キアンコウ、サメガレイ、アカムツ、ヒレグロ、チダイ、マアジ、メダイ、スケトウダラ、ユメカサゴ、マガレイ、ホウボウ、オオクチイシナギ、ウマヅラハギ、カガミダイ、カナガシラ、ソウハチ、マダイ及びマトウダイ

＜沖合たこかご漁業：5種類＞ ミズダコ、ヤナギダコ、シライトマキバイ、エゾボラモドキ、チヂミエゾボラ

＜船びき網漁業：2種類＞ コウナゴ(イカナゴの稚魚)及びシラス(カタクチイワシの稚魚)

＜固定式刺網漁業：11種類他＞ イシカワシラウオ、ヒラツメガニ、ガザミ、シロザケ、マサバ、ゴマサバ、マアジ、ブリ、ホウボウ、マダイ、チダイ及び他の試験操業の対象種

＜沿岸かご漁業：6種類＞ ヒラツメガニ、ガザミ、ミズダコ、マダコ、ヒメエゾボラ、モスソガイ

＜潜水漁業：1種類＞ アワビ

＜貝桁網漁業：1種類＞ ホッキガイ

＜流し網：6種類他＞ マイワシ、マアジ、マサバ、ゴマサバ、ブリ、サワラ及び他の試験操業の対象種

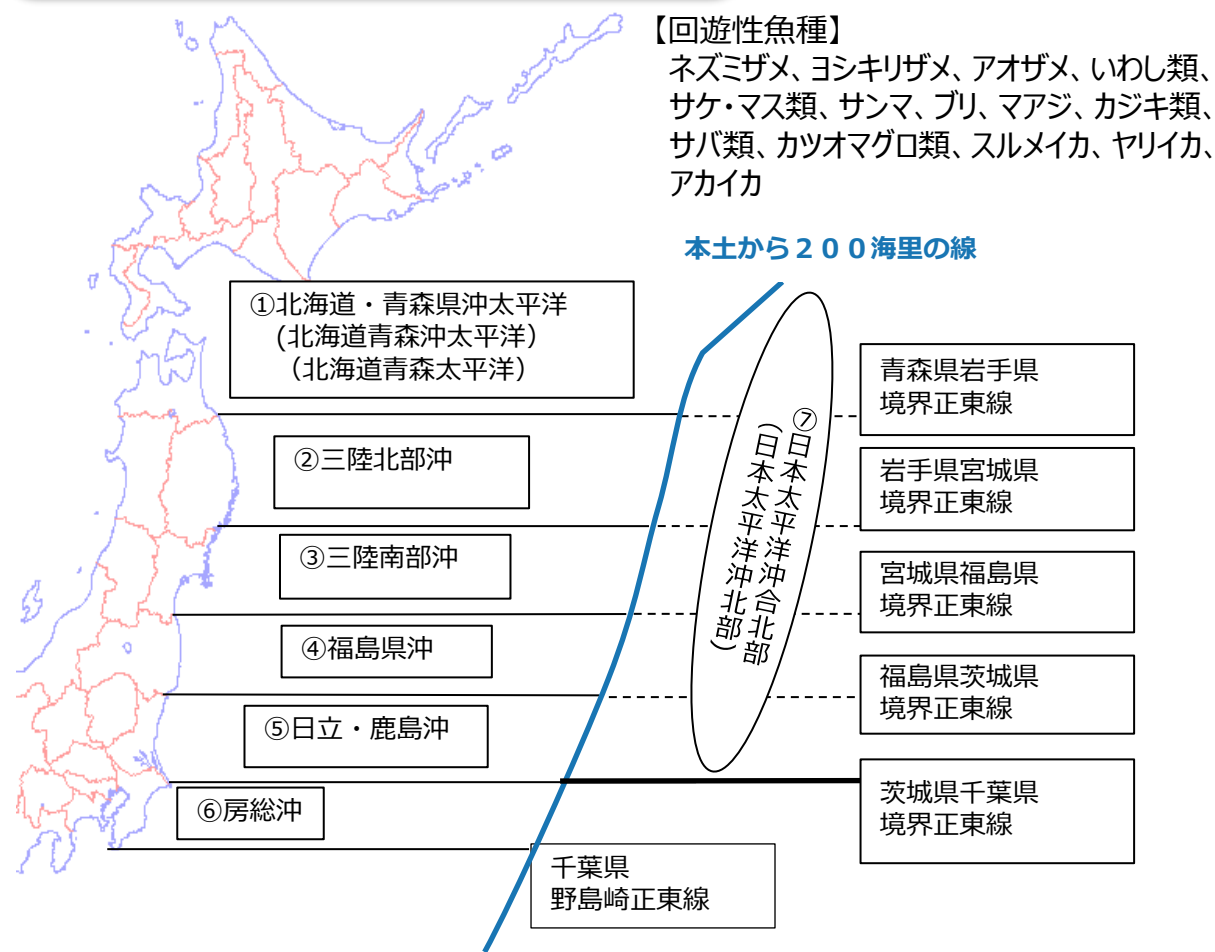
※ 上記対象種類のうち、重複するものを除くと52種類。

※ 対象種追加の経緯は福島県漁連のHP参照 <http://www.jf-net.ne.jp/fsgyoren/siso/sisotop.html>

消費者への情報提供：原産地表示の推奨

- 平成23年10月から、東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、生産水域の区画・水域名を明確化し、原産地表示を推奨

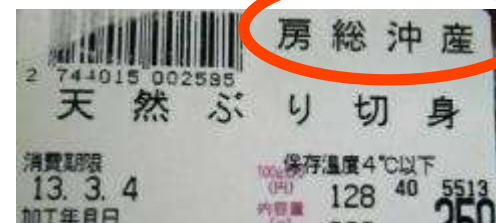
回遊性魚種にかかる水域区分図



● 売場POP



● 商品ラベル



ラベルに水域表示

<参考> ストロンチウム90について

- 食品の放射性物質の基準値を設定する際に、ストロンチウム90の影響を十分に考慮し、安全を見込んで基準値を設定。
- 放射性セシウムの濃度が基準値を下回っていれば、ストロンチウム90による影響も心配する必要はありません。

放射性物質の基準値の考え方

- 放射性セシウム以外の放射性物質（ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）は測定に時間がかかるため、食品中の放射性物質に関する基準値は、放射性セシウム及びそれ以外の放射性物質の両方からの影響を考慮したものとなっている（参考：厚生労働省HP）。
- 放射性セシウム以外の放射性物質による線量は、**食品全体に含まれる線量の約12%**になると仮定されており、これを含めて、食品から受ける年間線量が0.9mSv以下となるように基準値が定められている。

1 ミリシーベルト（コーデックス委員会で設定されている1人当たりの年間線量の指標値と同じ）

飲料水
約0.1mSv

食品 約0.9 mSv

0.9mSvの約88%をセシウム、残り約12%分をセシウム以外の放射性物質の影響と考慮。

水産物中のストロンチウム90

- 水産物に関しては、**安全側の評価となるよう**放射性セシウム以外の放射性物質からの線量が、放射性セシウムからの線量と**同量で存在**すると仮定。
- これまでの水産物の調査では、ストロンチウム90は、実効線量係数を用いて線量換算すると、放射性セシウムの**約500分の1から約50分の1程度の割合**となっており、この仮定が**十分に安全を見込んだ**ものであることが示されている。